

令和4年村上市議会第1回定例会会議録（第1号）

○議事日程 第1号

令和4年2月22日（火曜日） 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議会報第1号 定期監査結果報告について
- 第 5 議会報第2号 財政援助団体監査結果報告について
- 第 6 報第 1号 専決処分の報告について
- 第 7 議第 2号 村上市教育長の任命について
- 第 8 議第 3号 村上市教育委員会委員の任命について
- 第 9 議第 4号 専決処分の承認を求めることについて
議第 5号 専決処分の承認を求めることについて
議第 47号 専決処分の承認を求めることについて
- 第10 令和4年度村上市施政方針
- 第11 議第 6号 令和4年度村上市一般会計予算
議第 7号 令和4年度村上市土地取得特別会計予算
議第 8号 令和4年度村上市情報通信事業特別会計予算
議第 9号 令和4年度村上市蒲萄スキー場特別会計予算
議第10号 令和4年度村上市国民健康保険特別会計予算
議第11号 令和4年度村上市後期高齢者医療特別会計予算
議第12号 令和4年度村上市介護保険特別会計予算
議第13号 令和4年度村上市上水道事業会計予算
議第14号 令和4年度村上市簡易水道事業会計予算
議第15号 令和4年度村上市下水道事業会計予算
- 第12 議第16号 村上市辺地に係る総合整備計画の策定について
議第17号 村上市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について
議第18号 村上市消防手数料条例の一部を改正する条例制定について
議第19号 村上市集落集会施設条例を廃止する条例制定について
議第20号 市有財産の譲与について
議第21号 市有財産の譲与について
議第22号 市有財産の譲与について

- 第 1 3 議第 2 3 号 村上市屋内遊び場条例制定について
議第 2 4 号 村上市妊産婦の医療費助成に関する条例制定について
議第 2 5 号 村上市空家等対策協議会条例制定について
議第 2 6 号 村上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
議第 2 7 号 村上市地域福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例制定について
議第 2 8 号 村上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第 1 4 議第 2 9 号 村上市学童保育所条例の一部を改正する条例制定について
議第 3 0 号 村上市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第 3 1 号 村上市人権教育・啓発推進計画策定委員会条例の一部を改正する条例制定について
議第 3 2 号 老人いこいの家寿山荘条例を廃止する条例制定について
議第 3 3 号 荒川高齢者生きがいセンター条例を廃止する条例制定について
議第 3 4 号 荒川花卉園芸センター条例を廃止する条例制定について
- 第 1 5 議第 3 5 号 市道路線の認定について
議第 3 6 号 市道路線の変更について
議第 3 7 号 市道路線の廃止について
議第 3 8 号 村上市観光案内所条例の一部を改正する条例制定について
議第 3 9 号 村上市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定について
議第 4 0 号 村上市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 1 6 議第 4 1 号 令和 3 年度村上市一般会計補正予算（第 2 1 号）
- 第 1 7 議第 4 2 号 令和 3 年度村上市土地取得特別会計補正予算（第 2 号）
議第 4 3 号 令和 3 年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 1 8 議第 4 4 号 令和 3 年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
議第 4 5 号 令和 3 年度村上市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 1 9 議第 4 6 号 令和 3 年度村上市下水道事業会計補正予算（第 3 号）
-

○本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

追加日程第 1 姫路敏君の議員辞職の件

- 日程第 4 議会報第 1 号 定期監査結果報告について
- 日程第 5 議会報第 2 号 財政援助団体監査結果報告について
- 日程第 6 報第 1 号 専決処分の報告について
- 日程第 7 議第 2 号 村上市教育長の任命について
- 日程第 8 議第 3 号 村上市教育委員会委員の任命について
- 日程第 9 議第 4 号 専決処分の承認を求めることについて
議第 5 号 専決処分の承認を求めることについて
議第 4 7 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 10 令和 4 年度村上市施政方針
- 日程第 11 議第 6 号 令和 4 年度村上市一般会計予算
議第 7 号 令和 4 年度村上市土地取得特別会計予算
議第 8 号 令和 4 年度村上市情報通信事業特別会計予算
議第 9 号 令和 4 年度村上市蒲萄スキー場特別会計予算
議第 10 号 令和 4 年度村上市国民健康保険特別会計予算
議第 11 号 令和 4 年度村上市後期高齢者医療特別会計予算
議第 12 号 令和 4 年度村上市介護保険特別会計予算
議第 13 号 令和 4 年度村上市上水道事業会計予算
議第 14 号 令和 4 年度村上市簡易水道事業会計予算
議第 15 号 令和 4 年度村上市下水道事業会計予算
- 追加日程第 2 一般会計予算・決算審査特別委員会の設置について
- 追加日程第 3 一般会計予算・決算審査特別委員会の委員の選任について
- 日程第 12 議第 16 号 村上市辺地に係る総合整備計画の策定について
議第 17 号 村上市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について
議第 18 号 村上市消防手数料条例の一部を改正する条例制定について
議第 19 号 村上市集落集会施設条例を廃止する条例制定について
議第 20 号 市有財産の譲与について
議第 21 号 市有財産の譲与について
議第 22 号 市有財産の譲与について
- 日程第 13 議第 23 号 村上市屋内遊び場条例制定について
議第 24 号 村上市妊産婦の医療費助成に関する条例制定について
議第 25 号 村上市空家等対策協議会条例制定について
議第 26 号 村上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
議第 27 号 村上市地域福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例制定について

	議第 2 8 号	村上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
日程第 1 4	議第 2 9 号	村上市学童保育所条例の一部を改正する条例制定について
	議第 3 0 号	村上市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
	議第 3 1 号	村上市人権教育・啓発推進計画策定委員会条例の一部を改正する条例制定について
	議第 3 2 号	老人いこいの家寿山荘条例を廃止する条例制定について
	議第 3 3 号	荒川高齢者生きがいセンター条例を廃止する条例制定について
	議第 3 4 号	荒川花卉園芸センター条例を廃止する条例制定について
日程第 1 5	議第 3 5 号	市道路線の認定について
	議第 3 6 号	市道路線の変更について
	議第 3 7 号	市道路線の廃止について
	議第 3 8 号	村上市観光案内所条例の一部を改正する条例制定について
	議第 3 9 号	村上市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定について
	議第 4 0 号	村上市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第 1 6	議第 4 1 号	令和 3 年度村上市一般会計補正予算（第 2 1 号）
日程第 1 7	議第 4 2 号	令和 3 年度村上市土地取得特別会計補正予算（第 2 号）
	議第 4 3 号	令和 3 年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 1 8	議第 4 4 号	令和 3 年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
	議第 4 5 号	令和 3 年度村上市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 1 9	議第 4 6 号	令和 3 年度村上市下水道事業会計補正予算（第 3 号）

○出席議員（20名）

1 番	上	村	正	朗	君	2 番	菅	井	晋	一	君
3 番	富	樫	雅	男	君	4 番	高	田		晃	君
5 番	小	杉	武	仁	君	7 番	本	間	善	和	君
8 番	鈴	木	好	彦	君	9 番	稲	葉	久	美	子
1 0 番	鈴	木	一	之	君	1 1 番	渡	辺		昌	君
1 2 番	尾	形	修	平	君	1 3 番	鈴	木	い	せ	子
1 4 番	川	村	敏	晴	君	1 6 番	川	崎	健	二	君
1 7 番	木	村	貞	雄	君	1 8 番	長	谷	川		孝

19番	佐藤重陽君	20番	大滝国吉君
21番	山田勉君	22番	三田敏秋君

○欠席議員（2名）

6番	河村幸雄君	15番	姫路敏君
----	-------	-----	------

○地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高橋邦芳君
副市長	忠聡君
教育長	遠藤友春君
総務課長	東海林豊君
企画財政課長	大滝敏文君
自治振興課長	板垣敏幸君
税務課長	大滝慈光君
市民課長	八藤後茂樹君
環境課長	瀬賀豪君
保健医療課長	信田和子君
介護高齢課長	大滝きくみ君
福祉課長	木村静子君
こども課長	中村豊昭君
農林水産課長	稲垣秀和君
地域経済振興課長	田中章穂君
観光課長	永田満君
建設課長	伊与部善久君
都市計画課長	大西敏君
上下水道課長	山田知行君
会計管理者	菅原明君
農業委員会事務局長	小川良和君
代表監査委員	小田健司君
選管・監査事務局長	木村俊彦君
消防長	佐藤正弥君

学校教育課長	渡	辺	律	子	君
生涯学習課長	大	滝		寿	君
荒川支所長	平	田	智枝	子	君
神林支所長	加	藤	誠	一	君
朝日支所長	岩	沢	深	雪	君
山北支所長	斎	藤	一	浩	君

○事務局職員出席者

事務局 長	長谷部	俊一
事務局 次長	内山	治夫
書 記	中山	航

午前１０時００分 開 会

○議長（三田敏秋君） ただいまの出席議員数は20名です。欠席の者２名で、河村幸雄議員からは葬儀のため欠席する旨の届出がありました。定足数に達しておりますので、これから令和４年第１回定例会を開会いたします。

市長から招集のご挨拶をお願いします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） おはようございます。本日、令和４年村上市議会第１回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともお忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日提出いたしました議案は、専決処分の報告１件、人事案件２件、専決処分の承認３件、令和４年度当初予算10件、辺地計画の策定１件、条例の制定３件、条例の改正11件、条例の廃止４件、財産の譲与３件、市道の認定１件、市道の変更１件、市道の廃止１件、補正予算６件の合わせて47件であります。よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願いを申し上げまして、招集の挨拶といたします。

○議長（三田敏秋君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程により議事を進めてまいりますので、よろしくご協力をお願いいたします。

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（三田敏秋君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、11番、渡辺昌君、16番、川崎健二君を指名いたします。ご了承をお願いします。

日程第２ 会期の決定

○議長（三田敏秋君） 日程第２、会期の決定を議題といたします。

最初に、議会運営委員会委員長から本定例会の会期日程案及び議案の取扱いについて報告をお願いします。

議会運営委員会委員長。

〔議会運営委員長 尾形修平君登壇〕

○議会運営委員長（尾形修平君） 改めまして、おはようございます。それでは、会期日程案及び議案の取扱いについて申し上げます。

令和４年第１回定例会の会期及び議案の取扱いを協議するため、去る２月15日午前10時から市役

所第1委員会室において、委員8名、議長、副議長、各常任委員長、総務課長、総務課参事並びに議会事務局長出席の下、議会運営委員会を開催いたしました。その協議内容と結果についてご報告をいたします。

会期につきましては、本日2月22日から3月23日までの30日間といたします。

審議日程につきましては、本日の本会議で諸般の報告の後、報告事件の審議、即決事件の審議、採決を行い、その後市長より令和4年度村上市施政方針についての発言があります。次に、議第6号から議第15号までの令和4年度村上市各会計予算については一括上程とし、本日は提案理由の説明を受けるにとどめます。また、令和4年度村上市一般会計予算及び各特別会計予算については、残る議第16号から議第46号までの議案の上程、提案理由の説明、質疑、委員会付託を終了した後、本会議を協議会に切り替え、令和4年度村上市各会計当初予算の概要について、企画財政課長から補足説明を受けることといたします。なお、この説明については質疑ができませんので、ご承知おきください。また、今定例会においても一般会計当初予算及び補正予算に係る審査については特別委員会を設置し、これを審査することといたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

明後日24日の本会議では、施政方針及び議第6号から議第15号までの10議案に対して各会派代表から代表質問を行い、その後この10議案については一般会計予算・決算審査特別委員会及び各常任委員会へ付託いたします。代表質問の順序及び質問時間については、1番、鷲ヶ巣会は48分、2番、清流会は43分、3番、高志会は43分、4番、市声クラブは42分、5番、令和新風会は37分、6番、新政村上は37分といたします。

2月28日及び3月1日、3日の3日間は本会議を開催し、一般質問を行います。

3月7日、8日は総務文教常任委員会及び一般会計予算・決算審査特別委員会、9日、10日は市民厚生常任委員会及び一般会計予算・決算審査特別委員会、11日及び14日は経済建設常任委員会及び一般会計予算・決算審査特別委員会を開催し、付託議案の休会中審査をお願いをいたします。一般会計予算・決算審査特別委員会の審査の方法については、付託議案のうち各常任委員会のそれぞれの所管部分を担当する分科会に審査をお願いし、各分科会での審査を総括するため、3月17日には全体会を開催し、一般会計予算・決算審査特別委員会の審査をご決定いただきます。これにより3月7日、8日は総務文教分科会、9日、10日は市民厚生分科会、11日及び14日は経済建設分科会を開いて休会中の審査をお願いいたします。

17日の一般会計予算・決算審査特別委員会の全体会では、各分科会長から分科会の審査報告を受けた後、採決を行います。

3月23日の本会議最終日は、各委員長から委員会審査の報告を受けた後、採決を行います。

次に、審査の取扱いについてを申し上げます。最初に、議会関係についてであります。議会報第1号、第2号については、それぞれ単独上程、質疑の後、報告を終わります。

次に、理事者関係議案についてであります。報第1号については単独上程、質疑の後、報告を

終わります。

次に、議第2号 村上市教育長の任命については、単独上程、質疑の後、討論を省略し、無記名投票により即決といたします。

次に、議第3号 村上市教育委員会委員の任命については、単独上程、質疑の後、討論を省略し、無記名投票により即決といたします。

次に、議第4号及び議第5号、議第47号の3議案の専決処分の承認を求めることについては、一括上程、一括質疑、討論の後、ボタン式投票により即決といたします。

その後、市長より令和4年度村上市施政方針についての発言があります。

続いて、議第6号から議第15号までの令和4年度村上市一般会計予算及び各特別会計・事業会計予算の10議案については一括上程とし、議会先例第60の代表質問の規定に基づき、本日は提案理由の説明を受けるにとどめ、明後日24日の本会議において、施政方針及びこの10議案に対しての代表質問を行った後、10議案については一般会計予算・決算審査特別委員会並びに各常任委員会へ付託いたします。

次に、議第16号から議第22号までの7議案は総務文教常任委員会へ、議第23号から議第28号までの6議案は市民厚生常任委員会へ、議第29号から議第34号までの6議案も市民厚生常任委員会へ、議第35号から議第40号までの6議案については経済建設常任委員会へそれぞれ一括上程、一括質疑の後、付託いたします。

次に、議第41号は、単独上程、質疑の後、一般会計予算・決算審査特別委員会に付託いたします。

次に、議第42号及び議第43号の2議案は、一括上程、一括質疑の後、総務文教常任委員会へ、議第44号及び議第45号の2議案は、一括上程、一括質疑の後、市民厚生常任委員会へ、議第46号は、単独上程、質疑の後、経済建設常任委員会へそれぞれ付託いたします。

また、一般質問の通告は、2月17日の正午で締め切ったところ、11名の通告がありました。2月28日は5名、3月1日は4名が、3月3日には2名が3日間の日程で本会議において一般質問を行うことといたします。

最後に、討論の通告及び請願・陳情に伴う意見書の提出期限は3月18日、その他の意見書の提出期限は3月4日のそれぞれ正午までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で議会運営委員会の協議内容と結果についてのご報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

お諮りをします。本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、お手元に配付の日程表により本日から3月23日までの30日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から３月23日までの30日間と決定をいたしました。

日程第３ 諸般の報告

○議長（三田敏秋君） 日程第３、諸般の報告を行います。

初めに、理事者から報告をお願いします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） 諸般の報告について申し上げます。

初めに、北京2022オリンピック冬季競技大会について申し上げます。北京2022オリンピック冬季競技大会、スノーボード男子ハーフパイプ競技におきまして、本市出身の平野歩夢選手と平野海祝選手が兄弟で出場され、歩夢選手が見事金メダルを獲得されました。冬季大会においては３大会連続のメダル獲得、加えて今回は金メダル獲得というまさに世界の頂点に立つ快挙であり、その偉業は村上市民の誇りであります。スケートボードで参戦した東京2020大会から約半年という短期間で北京2022大会でスノーボードへ出場と、想像を超える苛酷なスケジュールでの挑戦となりましたが、圧巻のパフォーマンスで世界ナンバーワンの称号を手に入れました。世界で誰も成功させていない高難度の技に挑み、幼い頃からの夢を実現させた歩夢選手の姿は世界中を沸かせ、大きな感動を与えてくれました。また、弟の海祝選手の大空に高々と舞い上がる姿は、世界に衝撃を与える記憶に残る滑りとなりました。競技後の２人のコメントからは、これまで兄弟が互いに尊敬し合い、お互いの滑りに刺激を受けながら高め合ってきた、その兄弟の関係にも世界が魅了されました。本市といたしましては、両選手の活躍に対し、心より祝福と感謝を申し上げますとともに、両選手の声を市民の皆様にお伝えし、喜びを共有できる機会が持てればと考えており、ご本人方の意向もあるわけではありますが、その方法、また実施時期について検討を進めているところであります。

次に、新型コロナウイルス感染症の状況について申し上げます。国は、依然として多くの新規感染者の報告が続いていることや医療提供体制に対する負荷の状況などから、２月10日、新潟県を含む13都県に対して発出していたまん延防止等重点措置を３月６日まで延長することといたしました。新潟県内でも連日多くの新規感染者が報告されており、まん延防止等重点措置の延長を受けて、新潟県では飲食店等に対する営業時間短縮の要請期間を２月14日から３月６日まで延長したところであります。本市におきましても、新規感染者数がピーク時よりは減少傾向となっているものの、依然として厳しい状況が続いております。こうした中、市では既に実施している自宅療養者に対する食料品等の配布に加え、濃厚接触者になった方で自力で食料等を調達することが困難な高齢者世帯等に対しても食料品等の支援を行うことといたしました。このほか、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金及び子育て世帯未来応援特別給付金につきましては、現在申請を受付中

であり、長引く影響に対して各種の支援策を講じているところであります。現在の感染状況を踏まえ、市民の皆様並びに議員各位におかれましては、基本的な感染対策の徹底をお願い申し上げますとともに、高齢者の方と同居されている方につきましては食事の時間や場所を分ける、小まめな換気、共有物の消毒など、家庭内においてもこれまで以上の感染症対策に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種について申し上げます。高齢者に対する3回目接種につきましては、2月6日に集団接種を開始し、2月20日からは個別接種もスタートさせたところであります。感染予防効果の低下が懸念される高齢者の皆様に一刻も早く3回目接種を受けていただくため、本市では集団接種の回数を増やして接種体制を強化しております。集団接種で使用するワクチンは、武田、モデルナ社のワクチンとなりますが、現在予約枠に余裕がありますので、ぜひ接種のご検討をお願いいたします。また、5歳から11歳を対象とした接種につきましては、3月10日から開始することとし、対象となる約2,600人の方にご案内を送付いたしましたところであります。希望される方に接種券を郵送させていただくこととなりますが、3月中のワクチン供給量に限りがあるため、抽せんの上、発送させていただきます。4月以降の接種につきましては、ワクチンの供給量を確定させた上でご案内させていただくことといたしております。

次に、この冬の大雪についてであります。年末及び2月上旬の寒波をはじめ、強い寒気の影響により山間部を中心に積雪が多くなり、過去10年の平均を超える累計降雪量となっております。これまで昼夜を問わず市民生活の維持のため、除雪作業に当たられている事業者の皆様にご心より感謝申し上げます。今年度の除雪対策経費につきましては、令和4年第1回臨時会において補正予算のご議決をいただいたところでありますが、今シーズンの降雪の状況から今後の除排雪費用の増大が懸念されております。県内各地においても大雪に伴い平年を大きく上回る除排雪経費を要し、地方財政を圧迫している状況であります。こうした中、2月17日、新潟県、新潟県市長会、新潟県町村会の連名により、国に対して大雪に関する緊急要望を行い、財政支援を強く要請したところであります。市といたしましては、市民の生活を最優先に考え除雪作業を進めてまいりますので、市民の皆様並びに議員各位におかれましてもご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、令和3年第4回定例会でご報告を申し上げた以後の火災の発生状況につきましては配付資料のとおりであり、建物火災が3件であります。この3件には、2月11日深夜に発生した三幸製菓株式会社荒川工場での火災が含まれております。この火災では、6人の方の貴い命が失われることとなりました。犠牲になられた方のご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族の方にご心よりお悔やみを申し上げます。また、1人の方が負傷されており、併せてお見舞い申し上げます。現在総務省より職員の派遣をいただき、警察、消防本部と合同で原因等の調査に当たっているところであります。市民の皆様には改めて火災予防や日頃の点検等に努めていただくよう、啓発の徹底を関係部署に指示いたしましたところであります。

寄附の申出につきましても、配付資料のとおり多くの皆様から善意が寄せられております。ふるさと村上応援寄附金につきましては、昨年11月から本年1月までの間に1万5,195件、2億5,684万7,000円の申込みを受けることができました。深く感謝申し上げますとともに、有効に活用させていただきます。

以上、ご報告いたします。

○議長（三田敏秋君）　これから質疑を行います。

7番、本間善和君。

○7番（本間善和君）　おはようございます。それでは、諸般の報告の中の災害の発生状況について、1点お伺いさせていただきます。

ただいま市長のほうからご報告ありましたとおり、2月の11日、三幸製菓さんの会社で6名の方がお亡くなりになられたということで、本当に貴い命という格好での大きな火災が発生いたしました。現在原因の調査中という格好ではございますが、大変大きな火災だったので、消防長にちょっとお伺いしたいと思います。事業所によって大きな違いはあると思うのですけれども、今回のようなこういう事業所の査察というのですか、これは法的に決まっていると思います。どのような回数で、どのような流れで今まで、現在この査察を行ってきたのかお伺いしたいと思います。ひとつお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君）　消防長。

○消防長（佐藤正弥君）　ただいまの質疑の件につきまして、三幸製菓さんにつきましては、村上市消防本部火災予防査察規程によりまして別表に定められまして、三幸さんは2年に1回査察をやるということになってございます。

○議長（三田敏秋君）　本間善和君。

○7番（本間善和君）　今、法的に基づいた査察をやってきたという格好でございます。これは、当然のことだと思います。それで、私新聞等の情報をお伺いしていると、今までも何回かのぼやが重なっていたという報道がなされておりました。査察をやっても、10年間の間に何回かこういうぼやが繰り返されていたということでちょっと気になったのですけれども、この査察をやるとやはりどこか指摘が出てくると思います。そのような指摘に対してどのような措置をしていたのかちょっとお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君）　消防長。

○消防長（佐藤正弥君）　査察に対する不備事項の指摘ということでしょうか。その不備事項に関しては、私ども文書で不備事項を指摘します。それに基づきまして、三幸、事業主のほうからいついつ改修しますとか、あるいは改修しましたとかということで報告を改修報告という形でいただいております。その設備によってはその都度伺う場合もございますし、基本的にはまた2年後の立入検査でその部分を確認するということになります。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） 私、今消防長のお話を聞きまして、非常に異例な発生件数だと思うのです、この工場については。できればその査察の結果について、行く場合もあるけれども、2年後に行ったときにまた見させてもらうという格好でのお答えだったと思うのですけれども、できればこういう異常な発生件数のある事業所については、これはお願いになるかもしれません。法的ではありませんので。特例として次回まで待つとか、そういうことなく、全てについてこういう異例の発生しているというところは、報告書があったら結果を現場確認するというふうな取組をしていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 消防長。

○消防長（佐藤正弥君） 私どもも6名の方が犠牲になったということは大変重く受けております。したがって、今回の火災調査、現在進めているわけですが、その調査内容、またその結果を踏まえて今後検討しなければならないということと認識してございます。

○7番（本間善和君） ありがとうございます。

○議長（三田敏秋君） 1番、上村正朗君。

○1番（上村正朗君） おはようございます。引き続き三幸製菓の火災についての質問をさせていただきます。

まず冒頭に、常に市民の安全・安心の確保のために日夜奮闘されております消防署の職員に対して心から敬意を表します。大変ご苦勞さまでございます。新聞報道でもかなり、消防署そのものは一生懸命やっていたというのですが、是正指導に対しての文書での回答について現場確認しなかったとかいう新聞報道もそのまんま流れている状況で、非常に頑張っている現場の職員にとっては、非常に今の現在じくじたる思いもあるのかなと思うのですけれども、今本間議員の最後の質問であったとおり、やっぱり今までの経過の検証、それからもし査察規程に問題があるのであれば今までの課題とか、あとこれからこういう形で検討して、こういうふうに見直すというようなものをぜひ文書というか、まとめたような形でぜひ公表して、今のまんまだと新聞報道だと何か不手際があったというだけで終わっているような状況もありますので、その辺の今後の改善の方向みたいなものを市民、それから議会に対しても、今その原因の調査中でありますので、時間はかかると思いますが、それ終わってからも当然構いませんけれども、ぜひその辺示していただければなと思うのですけれども、その辺いかがでございましょうか。

○議長（三田敏秋君） 消防長。

○消防長（佐藤正弥君） 先ほど本間議員のご質疑でもお答えしましたとおり、火災調査の内容、その結果を踏まえて、十分内容を精査して検討していくべきというふうに現在も認識してございます。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） 検討した内容をぜひマスコミも含めて、こういう形で村上消防署しっかりや

るので、心配しないでくれということをぜひ公にも示していただければと思いますので、よろしく
お願いします。今の回答は要りませんので、大変ご苦勞さまでございます。よろしくお願いいたします
ます。

以上です。

○議長（三田敏秋君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

次に、私から議員の逮捕について報告をいたします。去る2月16日、本市議会議員であります姫
路敏議員が補助金受給に係る詐欺の疑いで警察に逮捕されました。市民の代表として市民の模範と
なり、行政の監視、改善に努めるべき市議会議員が逮捕されたことは誠に遺憾であり、市民の皆様
をはじめ、多くの皆様にご心配とご迷惑をおかけしましたことに議会を代表して深くおわびを申し
上げます。誠に申し訳なく思っております。現在警察による捜査が行われておりますが、議会とい
たしましても早急な真相解明に向けて捜査に全面的に協力いたしますとともに、捜査の行方を注視
してまいりたいと考えております。

これで議会からの諸般の報告を終わります。

追加日程第1 姫路敏君の議員辞職の件

○議長（三田敏秋君） お諮りをします。

姫路議員から2月21日付で議員辞職が提出されております。

姫路敏君の議員辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、姫路敏君の議員辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第1、姫路敏君の議員辞職の件を議題といたします。

議会事務局長に辞職願を朗読させます。

○事務局長（長谷部俊一君） 朗読いたします。

辞職願。村上市議会議員、姫路敏。このたび、一身上の都合により議員を辞職したいので、許可
されるようお願い出ます。私、姫路敏は、県の補助金事業において、エアコンの取付けで不正があっ
たとして逮捕されました。今後私にどのような判決が出されるか分かりませんが、逮捕されたこと
の事実をもって議員辞職をいたします。村上市議会の皆様はじめ、行政職の皆様、そして何よりも
市民の皆様には大変申し訳なく思っております。令和4年2月21日、村上市議会議員、三田敏秋様。

以上でございます。

○議長（三田敏秋君） お諮りをいたします。

姫路敏君の議員辞職を許可することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、姫路敏君の議員辞職を許可することに決定をいたしました。

日程第4 議会報第1号 定期監査結果報告について

○議長（三田敏秋君） 日程第4、議会報第1号 定期監査結果報告についてを議題といたします。
直ちに質疑を行います。

17番、木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） 小田監査委員、ご苦労さまでございます。私のほうから5ページの農林水産課の関係で、畜産団地の分担金の収入未済額について伺いますけれども、これも合併後もう長いのですけれども、今残額というか、滞納額、全部で幾らになっていますか。

○議長（三田敏秋君） 代表監査委員。

○代表監査委員（小田健司君） ただいまのご質問についてですが、12月現在で2件ございまして、総合計が1,530万円ほどとなっております。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） 非常に返済に長い年数かかるわけですが、今年度も予算化していますけれども、それを分担すると思うのですけれども、1年にどれぐらいの金額を割っているのですか。

○議長（三田敏秋君） 代表監査委員。

○代表監査委員（小田健司君） 今その2件の方が幾ら返済しているかというご質問でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○代表監査委員（小田健司君） 1件は、令和3年で終了予定で250万円でございます。もう一件は、今ご指摘のとおり長い期間になりますが、1,280万円というところでございます。期間につきましては、かなり長い年数になってございます。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） そうすると、完了するまではもう何年ぐらいになると思いますか。

○議長（三田敏秋君） 代表監査委員。

○代表監査委員（小田健司君） 現在の予定では、令和57年というふうに話を伺ってございます。

○17番（木村貞雄君） 終わります。

○議長（三田敏秋君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、報告を終わります。

日程第 5 議会報第 2 号 財政援助団体監査結果報告について

○議長（三田敏秋君） 日程第 5、議会報第 2 号 財政援助団体監査結果報告についてを議題といたします。

直ちに質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、報告を終わります。

日程第 6 報第 1 号 専決処分の報告について

○議長（三田敏秋君） 日程第 6、報第 1 号、専決処分の報告についてを議題といたします。

理事者から発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました報第 1 号につきましてご報告を申し上げます。

報第 1 号は、村上市さんぽく会館改修増築（建築本体）工事の工事請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第 1 項の規定により専決処分をいたしましたので、ご報告するものであります。

本工事に関する契約につきましては、令和 3 年第 2 回定例会においてご議決をいただき工事に着手したものでありますが、請負代金に変更の必要が生じたことから設計変更に伴う変更契約を行ったものであります。変更内容といたしましては、内装材を撤去する際、屋内北西側天井に雨漏りが確認されたことから漏水対策屋根工事を追加するとともに、その他部分的な不具合箇所の改修を行ったことから請負代金を612万7,000円増額し、工事請負金額を 2 億8,552万7,000円に変更し、執行をいたしましたところであります。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、報告を終わります。

日程第 7 議第 2 号 村上市教育長の任命について

○議長（三田敏秋君） 日程第 7、議第 2 号 村上市教育長の任命についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第 2 号につきまして、提案理由のご説明を

申し上げます。

議第2号は、村上市教育長の任命につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

令和4年5月20日をもちまして任期満了となります村上市教育長、遠藤友春氏を引き続き村上市教育長として任命しようとするものであります。

略歴につきましてはお示しのとおりであり、任期につきましては3年間であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君）　これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君）　これで質疑を終わります。

本件は人事案件ですので、委員会付託を省略し、討論を用いないで直ちに無記名投票により採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君）　ご異議なしと認めます。

よって本件は委員会付託を省略し、討論を用いないで無記名投票により採決をいたします。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（三田敏秋君）　ただいまの議員数は議長を除き19名です。

ただいまより投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（三田敏秋君）　投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君）　配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（三田敏秋君）　異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は本案を可とする者は賛成と、本案を否とする者は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、会議規則第73条第2項の規定により、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなすことになっておりますので、その点特にご注意を願います。

それでは、点呼を行います。

〔点呼により順次投票〕

○議長（三田敏秋君）　投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（三田敏秋君） 開票を行います。

開票立会人は、議会が行う選挙の方法に準じ、会議規則第31条第2項の規定によって、11番、渡辺昌君、16番、川崎健二君を指名いたします。

ご両人の立会いを願います。

〔開 票〕

○議長（三田敏秋君） 開票の結果を報告します。

投票総数19票。これは、先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、賛成19票、反対ゼロ票、以上のとおりであります。

よって、議第2号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第8 議第3号 村上市教育委員会委員の任命について

○議長（三田敏秋君） 日程第8、議第3号 村上市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第3号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議第3号は、村上市教育委員会委員の任命につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

令和4年5月20日をもちまして任期満了となります村上市教育委員会委員、板垣英樹氏を引き続き村上市教育委員会委員として任命しようとするものであります。

略歴につきましてはお示しのとおりであり、任期につきましては4年間であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

本件は人事案件ですので、委員会付託を省略し、討論を用いないで直ちに無記名投票により採決

したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員付託を省略し、討論を用いなくて無記名投票により採決をいたします。
議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（三田敏秋君） ただいまの出席議員数は議長を除き19名です。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（三田敏秋君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（三田敏秋君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は本案を可とする者は賛成と、本案を否とするものは反対と記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

なお、会議規則第73条第2項の規定により、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかなでない投票は否とみなすことになっておりますので、その点特にご注意をお願いします。

点呼を行います。

〔点呼により順次投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（三田敏秋君） 開票を行います。

開票立会人は、議会が行う選挙の方法に準じ、会議規則第31条第2項の規定によって、11番、渡辺昌君、16番、川崎健二君を指名いたします。

両人の立会いを願います。

〔開 票〕

○議長（三田敏秋君） 開票の結果を報告します。

投票総数19票。これは、先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、賛成19票、反対ゼロ票、以上のとおりであります。

よって、議第3号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

午前11時15分まで休憩といたします。

午前 1 1 時 0 4 分 休 憩

午前 1 1 時 1 5 分 開 議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第9 議第 4 号 専決処分の承認を求めることについて

議第 5 号 専決処分の承認を求めることについて

議第47号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（三田敏秋君） 日程第9、議第4号、議第5号及び議第47号の3議案は、いずれも専決処分の承認を求めることについてであります。これを一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第4号、議第5号及び議第47号の3議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

議第4号 令和3年度村上市一般会計補正予算（第17号）、議第5号 令和3年度村上市一般会計補正予算（第18号）及び議第47号 令和3年度村上市一般会計補正予算（第20号）の3議案につきましては、地方自治法第179条の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき、議会のご承認を求めるものであります。

初めに、議第4号 令和3年度村上市一般会計補正予算（第17号）は、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金の支給に係る関連経費の補正であり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6億5,000万円を追加し、予算の規模を354億2,350万円といたしました。

歳入におきまして、第15款国庫支出金で住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費補助金6億5,000万円を追加し、歳出におきましては、第3款民生費に住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業経費として住民税均等割が非課税である世帯6,009世帯、住民税非課税と同様の事情にあると認められる家計急変世帯421世帯の合わせて6,430世帯に対し、1世帯当たり10万円を給付する経費として住民税非課税世帯等臨時特別給付金6億4,300万円を追加し、給付に係る郵便料や電算システム改修経費などの事務費を700万円追加をいたしました。

次に、議第5号 令和3年度村上市一般会計補正予算（第18号）は、新型コロナウイルス感染症

の感染拡大防止対策に係るＰＣＲ検査手数料及び抗原検査キット購入費並びにふるさと納税に係る経費の補正であり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ１億２、６００万円を追加し、予算の規模を３５５億４、９５０万円といたしました。

歳入におきましては、第１１款地方交付税で普通交付税３、６００万円を、第１６款県支出金ではＰＣＲ検査等支援補助金３、０００万円を、第１８款寄附金ではふるさと納税寄附金６、０００万円をそれぞれ追加をいたしました。

歳出におきましては、第２款総務費で企画一般経費としてふるさと納税に係るインターネット決済手数料などで７００万円を、第４款衛生費では、新型コロナウイルス感染症緊急対策経費でＰＣＲ検査手数料及び抗原検査キット購入費６、６００万円を、第７款商工費では、物産振興経費でふるさと納税寄附者記念品代２、３００万円を、第１３款諸支出金では、基金積立金としてふるさと応援基金積立金３、０００万円をそれぞれ追加をいたしました。

次に、議第４７号 令和３年度村上市一般会計補正予算（第２０号）は、新潟県のまん延防止等重点措置適用期間の延長による営業時間短縮等の協力要請に係る関連経費の補正であり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ２億９、１９０万円を追加し、予算の規模を３６４億９、７４０万円といたしました。

歳入におきまして、第１６款県支出金で新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業補助金２億９、１９０万円を、歳出におきましては、第７款商工費で新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金給付事業経費２億９、１９０万円をそれぞれ追加をいたしました。

第２条、繰越明許費の補正は、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金給付事業経費の追加に伴い変更を行ったものであります。

以上、よろしくご審議の上、原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

８番、鈴木好彦君。

○８番（鈴木好彦君） 議第５号の９ページ、１０ページ、ちょっと御覧いただきたいのですが、この中にあります衛生費、その中のＰＣＲ検査手数料という形で６、３００万円ほど計上されております。実際コロナの当事者にならないと、今どういう形でこの検査等が行われているのかなかなか頭に入ってこないのですが、この予算措置によってどういう検査が行われるのか、あるいはどういう人が対象になるのか、あるいはどこで行われているのか、そんな検査の実態というのですか、イメージできるような形でご説明いただけますでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 保健医療課長。

○保健医療課長（信田和子君） 予算に計上いたしておりますＰＣＲ検査手数料でございますが、市の公共施設等で感染が確認された場合の濃厚接触者に当たる方とか拡大検査……

〔「もう少しマイクに近づいていただけます」と呼ぶ者あり〕

○保健医療課長（信田和子君） 市の施設で新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、

行政検査の対象とならなかった方に対して幅広に市の独自検査として実施しておりましたが、このたびのオミクロン株の急拡大によって、保育園とか小・中学校等による検査数が急増しております、そのために補正した、専決したものでございます。実態といたしましては、市の施設に係るもの、主に保育園とか小・中学校、学童等の児童、または教師、保育士等の皆様に対して、行政検査でない部分の検査を市で行い、検査機関に委託をしているものでございます。やり方といたしましては、休校いたしますと基本的に保育施設であったり、学校で検査をいたしております。市の職員が出向いて検査をいたしております。一部、休校でなくてクラス単位で休んでいるようなときは、市の空いている施設を使いまして検査を実施し、検査結果を業者に委託しているものでございます。

○議長（三田敏秋君） 鈴木好彦君。

○8番（鈴木好彦君） なかなかイメージできないのですけれども、検査する、しないの判断というのは個人でできるのですか、あるいはどこかそれを判断するところがあって、それであなたは検査しなさい、あるいはしなくていいですという判断を、それを行う場所というのはどこかにあるものなのですか。

○議長（三田敏秋君） 保健医療課長。

○保健医療課長（信田和子君） 保健所の重点化する前は保健所と学校、保育園等と協議しながら、どこまでを市として感染症の拡大のために検査するかを決めながら検査の拡大のものを決めておりました。保健所が重点化しましてからは、きちんと村上市の濃厚接触者等調査及びPCR検査実施要領を定めまして、それに基づきながら関係課と保健医療課、それと協議をしながら検査の対象者、範囲を決めながら実施をしているというところでございます。

○議長（三田敏秋君） 鈴木好彦君。

○8番（鈴木好彦君） 再度確認ですけれども、それでは個人がどうのこうのというのではなく、どこかやっぱり市のほうからあなたはしなさい、あなたはしなくていいですということが、判断が示されるという理解でよろしいですね。

○議長（三田敏秋君） 保健医療課長。

○保健医療課長（信田和子君） 基本的には市のほうから、学校とか保育園のほうから検査にご協力いただきたいということで保護者のほうに案内が行くものでございます。

○8番（鈴木好彦君） 終わります。

○議長（三田敏秋君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次討論の後、ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第4号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第4号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第4号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

次に、議第5号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第5号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第5号は原案のとおり承認することに決定をいたします。

最後に、議第47号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第47号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第47号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

日程第10 令和4年度村上市施政方針

○議長（三田敏秋君） 日程第10、令和4年度村上市施政方針について、市長の発言を許します。
市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） 令和4年村上市議会第1回定例会の開催に当たり、新年度の市政運営における私の所信を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様のご理解、ご協力を賜りたくお願い申し上げます。

長く続くコロナ禍の中であって、保健、医療、介護など現場の最前線で奮闘されている方をはじめ、私たちの生活を日々支えていただいている様々な業種の皆様、そして感染予防にご協力いただいている市民の皆様に対し深く感謝を申し上げます。市といたしましても、新型コロナワクチンの

3回目の追加接種や、今後行われる5歳から11歳への接種などに万全の体制で取り組みながら、最大限の対策を講じていく所存でありますので、引き続き皆様のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

市内は、年明けから感染者が急激に増加している一方で、軽症者や無症状者が多く、これまでの感染状況とは異なるフェーズに進んだと考えております。こうした中で、様々な業務の継続に対する不安や負担が生じてきておりますので、感染症対策と社会経済活動の両立を目指しながら、市民生活と市内経済にしっかりと対応してまいりたいと考えております。

さて、昨年は東京2020オリンピック・パラリンピックが開催され、本市で事前合宿を行ったスケートボード日本代表チームの躍動や、パラリンピック陸上競技男子マラソンT46で、本市出身である永田務選手が粘り強く銅メダルを勝ち取る姿に大変感動いたしました。昨年、永田務選手には、市民栄誉賞をお送りさせていただき、私も村上市民であることを誇らしく感じたところです。東京2020オリンピック・パラリンピックでは、最高のパフォーマンスの発揮による「全員が自己ベスト」や「多様性との調和」、「未来への継承」がテーマとなっており、「イノベーティブ（革新的）でポジティブ（積極的）な改革」を目指して大会運営が行われました。その結果、厳しいコロナ禍の中でも人々が協力し、選手が活躍することができたほか、多様性や脱炭素、SDGsにつながる持続可能な取組を通して、今後私たちが目指すべき未来への筋道が示されたと感じております。まさに、そのような変革のときを進むため、本市におきましても第3次村上市総合計画をスタートさせます。

第3次村上市総合計画では、人口の減少や少子高齢化が進行する中で起きている変化に対応していくとともに、子育て支援や地域活性化を進めながら、多様な人の活躍と地域資源やデジタル技術の積極的な活用、ゼロカーボンシティの達成に向けた取組などを進め、より先進的で持続的な自治体の形成を目指していくこととし、SDGsの目標に照らしながら施策を講じていくことが計画に盛り込まれております。本市の第3次村上市総合計画が第2次計画の「笑顔のまち村上」をさらに進展させた「あふれる笑顔のまち村上」となるよう、市民の幸福と本市の持続的成長に向け力強くスタートさせてまいりたいと考えますので、皆様のご信頼とお力添えをいただきますよう重ねてお願い申し上げます。

それでは、本年度の予算規模でございますが、一般会計総額340億円で、昨年度を23億円上回る予算となっており、主要財源は、市税で66億円、地方交付税で136億9,000万円、国県支出金で53億3,000万円、市債で15億5,000万円を見積もりました。

歳出予算につきましては、市道藤沢停車場線桃崎人道橋修繕事業や、旧ごみ処理場解体事業として旧ごみ処理場の残渣撤去・運搬処分経費と荒川郷最終処分場の閉鎖工事費を計上しております。

また、妊産婦の医療費助成事業や不育症治療費助成事業、障がい者基幹相談支援センターの開設に係る経費を新たに計上したほか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、

マイナンバーカードを利用した住民票等のコンビニ交付事業を実施するほか、昨年度、追加交付された臨時経済対策費を活用し、道路や各公共施設などの修繕工事を数多く盛り込んでおり、新型コロナウイルス感染症対策による市民生活の安定化や第3次村上市総合計画に合わせた施策の実行を重視した予算編成としております。

続きまして、各分野の取組につきまして、第3次村上市総合計画の基本目標に合わせて順にご説明申し上げます。

それでは、基本目標1「子育てと健康のまち」につきまして、本年度の主な取組についてご説明いたします。

初めに、「安心して子どもを産み育てられるまちづくり」につきましては、本年度より不育症治療費助成事業や妊産婦の医療費助成事業、多子世帯の学童保育利用料の軽減制度などを新たに実施するほか、ファミリー・サポート・センター利用助成事業やICTを活用した専門医等による産婦人科・小児科のオンライン相談を引き続き実施し、子育てを幅広くサポートしてまいります。また、旧神納東小学校体育館を活用した天候に左右されない遊び場を開設し、利用状況に応じて施設をアップグレードさせてまいりたいと考えております。老朽化が課題となっている保育園等の整備や保育士の確保につきましては、第3次村上市保育園等施設整備計画に基づき、民間活力の導入を進めつつ施設整備をしていくことや、保育士資格取得の支援を行いながら、ニーズに対応できる体制整備に努めてまいります。

「心と体の健康を守り、元気に暮らし続けられるまちづくり」につきましては、現在、新型コロナワクチンの3回目接種が進められる中、国内では変異株の罹患者が増加しており、全く油断できない状況にあります。市民の皆様には3密回避や手指消毒の徹底など、引き続き基本的な感染予防の実施をお願いいたします。

コロナ禍においても生活習慣病などの予防や早期発見のためには、特定健康診査が重要でありますので、国民健康保険における特定健康診査の未受診者に対し、AIを活用した受診勧奨対策事業を引き続き実施するほか、医療費の適正化と健全な保健事業の運営に努めてまいります。また、臨床研修医確保支援事業を開始するなど、市内医療機関と連携した地域の医療資源確保を進めるとともに、必要な医療を持続的に提供していくため、真に必要な地域医療体制の構築に向け新潟県と連携して住民レベルの議論となるよう取り組んでまいります。

「高齢者がいきいきと暮らし続けられるまちづくり」につきましては、今年度新たに後期高齢者医療制度における人間ドック助成事業を開始するなど、健康寿命の延伸に向け、保健事業と介護予防の一体的な事業推進を進めてまいります。また、誰もが役割と生きがいを持ち、安心して住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、就業の支援や通いの場づくり、地域における見守りと助け合いの仕組みづくりなどを進め、高齢者の社会参加の促進と暮らしの安心づくりを行うとともに、第8期介護保険事業計画に基づきサービス提供体制の整備を進め、介護事業所や新潟リハビリ

テーション大学などとの連携による介護資源のフル活用を図りながら、高齢者の自立した日常生活を支援してまいります。現在、課題となっている介護人材の確保につきましても、資格取得などへの支援や介護人材バンクをはじめ、関係事業者と連携を強化しながら取り組んでまいります。

「障がいのある人が安心して自分らしく暮らせるまちづくり」につきましては、年々複雑・多様化するニーズに対応するため、本年4月から「村上市障がい者基幹相談支援センター」を総合的かつ専門的な支援を行う中心機関として開設し、障がい者の暮らしをサポートしていくとともに、全ての人が生き生きと暮らせる社会環境の整備に努めてまいります。また、成年後見制度の利用促進を図るため、市と社会福祉協議会が連携する中核機関を開設いたします。

「地域で支え合い、誰一人取り残さないまちづくり」につきましては、昨今、経済的な理由や家族の世話などによって、子どものあるべき生活環境が失われていることなどが問題視されております。そうした中で子どもの貧困対策に係る計画の策定に取り組み、子どもの未来を守り応援する地域づくりを進めてまいります。また、セーフティーネットとしての生活困窮者対策の周知に努めるとともに、本年度スタートする「第2期村上市地域福祉計画」に基づき、各施策を進めてまいります。

続きまして、基本目標2「豊かで安心なまち」につきましては、本年度の主な取組をご説明いたします。

初めに、「災害に強く安心して暮らせるまちづくり」につきましては、多くの制約があり積極的な行動が起こしにくいコロナ禍の中でも、激甚化・頻発化する災害から迅速かつ安全に市民の命と財産を守る必要があります。そうした中で、避難が難しい要支援者の個別避難計画づくりを自主防災組織や自治会などのご協力をいただきながら進めているところであります。引き続き、自主防災組織の設立や防災士の育成などを図り、地域防災体制の強化に取り組んでまいります。

また、「村上市地域防災計画」や「村上市国土強靱化地域計画」に基づき、災害備蓄品の確保や防災行政無線の設備更新と高機能化に着手するとともに、大規模自然災害等を想定した事前防災と減災、迅速な復旧・復興に向けた訓練や施策を展開してまいります。

「消防・救急体制の強化による安全・安心なまちづくり」につきましては、消防資器材等の更新や耐震性貯水槽の整備による機能強化とともに、順調に稼働している村上市救急ワークステーションの最大活用により、救急救命士や救急隊員に高度な知識・技術を習得させ、さらなる救命率の向上を目指します。また、聴覚または言語機能に障がいがあり、声による119番通報が難しい方などが、いち早く通報を行えるようにスマートフォンアプリを利用したNet119緊急通報システムを導入し、迅速かつ確実な出動体制を整えます。消防団につきましては、人口減少により担い手が不足する中においても、消防活動が維持できるよう体制の見直しを進めてまいります。

「犯罪や交通事故のない安全・安心なまちづくり」につきましては、年々複雑化かつ巧妙化する特殊詐欺やコロナ禍で増加する消費者トラブルなどからの被害を防ぐため、被害防止の啓発や相談

などの強化、関係機関との連携を進めながら、引き続き被害防止対策を講じてまいります。また、市内防犯灯のＬＥＤ化により、エコで明るい生活環境づくりと犯罪が起きにくい安全なまちづくり、維持管理コストの低減などを同時に進めてまいります。

市内における交通安全の状況につきましては、事故発生件数が減少傾向にあり、警察署をはじめ、街頭保護活動に従事されている関係者の方々のご協力の成果と考えております。しかしながら、高齢者や子どもに関する重大事故が後を絶たない現状を踏まえ、引き続き、交通安全教室やパトロール、危険個所の点検などを通して、交通事故の未然防止に取り組んでまいります。

「美しい自然環境の保全とエネルギー資源を活用したまちづくり」につきましては、気候変動による環境への影響が顕在化し、社会経済活動への影響が甚大であることなどから、世界中で環境政策への取組が急速に進んでおります。本市におきましても、令和３年６月にゼロカーボンシティの表明を行い、2050年までに温室効果ガス排出ゼロを目指すことを宣言いたしました。本市の美しい環境を次世代に引き継いでいくため、森林資源を活用したバイオマスエネルギーや本市沖で計画されている洋上風力発電事業などの脱炭素化の取組を推進し、環境保全と産業振興との両立や相乗効果が発揮されるようしっかりと取り組んでまいります。

「資源が循環し、快適で暮らしやすい生活環境づくり」につきましては、資源循環による持続可能なまちを実現するため、ごみの分別とリサイクルを継続し、市民・事業者・行政の協働によるごみの減量化と資源化、並びに最終処分場の長寿命化を図ってまいります。また、旧ごみ処理施設の解体に向け、本年度は敷地内の残渣処分などを行う予定ですので、関係者の皆様とご協議申し上げながら、適切に対処してまいります。

本市の公害防止につきましては、臭気や不法投棄に関する通報が多いことから、引き続き臭気測定や水質検査による監視、パトロールを実施しながら、関係機関と連携した対応を図ってまいります。

「水環境を守り続けるまちづくり」につきましては、村上浄化センターの耐震・長寿命化や南大平地区及び蒲萄地区の農業集落排水処理施設における機能強化を引き続き進めるとともに、市街地の浸水対策として烏川雨水幹線整備事業を実施し、安全で快適な生活環境の確保に努めてまいります。

水道事業につきましては、老朽管更新に合わせた耐震化や水道台帳システムによる施設台帳整備を進め、良質で安定的な水道供給体制を確保していくとともに、本年スマート水道メーターの試験導入を行い、使用量の管理や高齢者見守りなどに関する実証試験を開始し、事業のデジタル化に向けて取り組んでまいります。

「安全で良好な水辺の整備・保全による環境づくり」につきましては、昨今、災害を未然に防ぐことがより重要になっておりますので、引き続き、普通河川滝矢川の整備をはじめ、河川、排水路の堆積土砂の除去などを通し機能の保全に努め、関係機関や周辺自治会等と連携して快適な水辺空

間づくりを進めてまいります。

「安全で快適な道路環境づくり」につきましては、全線開通に向けて工事が進められている日本海沿岸東北自動車道「朝日温海道路」も新潟県側の用地取得率が約97%となり、現在では堀ノ内地内（仮称）11号トンネル、大沢地内（仮称）4号トンネルの掘削工事などが行われております。11号トンネルでは一般の方や子どもなどを対象とした見学会が開催され、皆様にも工事の進展が実感いただけるようになりました。第3次村上市総合計画においても、日本海沿岸東北自動車道を基軸とした交通ネットワークを本市の重要な基盤と捉えており、経済活動や救急医療、災害対応など、あらゆる活動が大きくレベルアップすると考えております。引き続き、早期開通に向けしっかりと取り組んでまいりますので、関係者をはじめ市民の皆様にもご協力いただきますようお願い申し上げます。

また、暮らしと密着する生活道路や通学路につきましても、地域のご要望や通学路交通安全対策プログラムに則して整備を進めるとともに、市道藤沢停車場線桃崎人道橋の長寿命化対策をはじめ、施設の維持管理を計画的に実施し、安全で快適な道路環境整備に努めてまいります。

「誰もが快適で自由に移動できるまちづくり」につきましては、交通空白地域の移動手段の確保と既存資源の活用を目的として、新たにスクールバスへの住民混乗事業を山北地域で試験運行いたします。

これまで、各地域まちづくり組織をはじめとする地域課題の検討の場などにおいて、通院や買物などへの移動ニーズや地域の課題を含めた公共交通の在り方がクローズアップされておりますので、各地域の特性に応じて既存の交通資源と新たな交通資源を組み合わせながら、効率的で持続可能な地域公共交通ネットワークを確立できるよう一歩ずつ取り組んでまいります。

「歴史と伝統を守りながら、快適に暮らせるまちづくり」につきましては、村上市歴史的風致維持向上計画に定める計画期間の半ばを過ぎ、これまで各種団体や地域住民とともに進めてきた修景事業の成果が目に見えて感じられるようになりました。昨年10月には村上市中央商店街振興組合の皆様により、商店街に面する通りを「越後村上町屋通り」とネーミングしてお披露目会が開催されるなど、歴史を生かした景観づくりが着実に地域に根づいてきたと実感しているところですので、引き続き、村上市景観計画の実行とともに、各地域の歴史や文化を生かしたまちづくりを進めてまいります。

また、荒川地域において生活利便性の向上と低未利用地の利用促進のために進めている都市計画道路「南中央線」整備事業につきましても、新潟県が実施する「東大通り線」の整備と連携しながら、早期開通に向けて取り組んでまいります。

「安心と安らぎのある住み心地の良いまちづくり」につきましては、人口減少などを起因とする空き家に対する問題が昨今大きな課題となっており、空き家や空き地の所有者等へ適正管理に努めるよう指導を行っているところであります。本年度、市内空き家の実態調査を改めて行い、空き家

対策の立案等に生かすとともに、国の空き家対策の拡充等を踏まえた村上市空き家等対策計画の見直しに着手いたします。管理されていない危険な空き家につきましても、除却を含め安全を優先し取り組んでまいります。また、空き家を増やさない取組として、空き家バンクによる利活用をさらに進めるため、一体的に取り組む体制に組織を見直し、積極的に移住促進などにつなげてまいります。

他方、強く安全な住まいづくりのため、木造住宅の耐震化の支援を継続するほか、公営住宅につきましても、現在お住まいになっている方の安全・安心な住環境への配慮とともに、住宅セーフティネットの構築に向け、適切に維持、整備を図ってまいります。

続きまして、基本目標3「魅力ある賑わいのまち」につきまして、本年度の主な取組をご説明いたします。

初めに、「村上の食と地域を支える魅力ある農業づくり」についてであります。農業を取り巻く環境は、人口減少や温暖化による環境変動、コロナ禍などの影響を受けており、不透明な状況が続いております。「岩船米」の主産地である本市といたしましては、安定的な高品質良食味米を確保するため、関係機関と連携した技術指導や情報提供を実施しつつ、非主食用米への転換などの需要動向に応じた生産体制の構築に取り組んでおります。引き続き農業者の所得向上と生産の高効率化を図るため、高収益作物等の栽培やスマート農業を広げるとともに、中山間地の圃場整備事業などを進め、時代が求める農業へ向けて取組を進めてまいります。

大きな課題となっているイノシシなどの有害鳥獣被害につきましては、国等の支援制度を生かした被害防止策を実施するとともに、「地域ぐるみの捕獲体制」の構築やIoT・ICTなどのデジタル技術を用いた捕獲システムの導入など、防除・環境整備・捕獲の3つを組み合わせた取組を講じてまいります。また、中山間地域の農業につきましても、維持・活性化に向けて継続的な営農体制づくりと基盤整備などによる農地の集約化を推進してまいります。

村上ブランド食材を代表する村上牛につきましては、なお一層のブランド力向上と生産基盤の強化に向け、生産者や関係団体などと連携して取り組んでまいりますとともに、本市の優れた農林水産物の消費拡大につなげてまいります。

「豊かな森林を守り育てる林業づくり」につきましては、昨年策定いたしました村上市森づくり基本計画に基づき、航空レーザ測量による高度な森林情報の整備を進めるとともに、取得した森林情報を共有し活用する仕組みの構築や森林基幹道岩船東部線の整備促進活動などにより、森林の集積・集約化と効率的かつ効果的な森林整備、持続可能な森林経営の実現、林業サプライチェーンの構築などを目指して、林業関係者や関係機関とともに取り組んでまいります。また、森林資源の活用という面からも、木育や体験活動の実施により、木を知り、木に親しむ心の醸成を図るほか、いわふね杉などの市産材の需要拡大に取り組んでまいります。

世界中で進むカーボンニュートラルや脱炭素社会に向けた取組では、新たに森林を利用したカー

ボンオフセットの導入などを進め、地球温暖化防止活動への貢献と林業の活性化が図られるような様々な分野と連携してまいります。

「豊かな水産資源を活かした魅力ある水産業づくり」につきましては、魚価の低迷が続く中、コロナ禍や食生活の変化による需要低下が見られる厳しい状況にあります。こうした中で、「白皇鯿」や「越後本ズワイ」が消費者から高評価をいただいておりますので、引き続き本市水産物の魅力向上や高付加価値化に努め、消費や販路の拡大を図ってまいります。また、市管理の漁港につきましては、漁業者が安全に操業できるよう老朽化した施設の長寿命化対策を実施してまいります。

他方、内水面漁業におきましては、水産振興事業補助金や水産多面的機能発揮対策事業の活用により、河川環境の保全と鮭などの資源増殖に向けた取組を漁業関係者とともに引き続き進めてまいります。

「地域に根差した商工業により、活気あふれるまちづくり」につきましては、地域経済の活性化と住環境の向上を促すため、本年度も村上市住宅リフォーム事業を継続するほか、中小企業振興基本条例に基づき相談体制の充実などに取り組んでまいります。産業支援プログラムによる支援制度につきましては、創業や新製品の開発、主力製品の販路拡大などを支援し、安定的な経営となるよう商工団体と連携して進めてまいります。このほか、制度融資や信用保証料の補給により、中小企業者が円滑に資金調達するための支援を行ってまいります。

本市への企業誘致活動につきましては、設備投資に対する支援を開始し、減税措置などと合わせた投資促進と雇用拡大を図ってまいります。また、若者の関心が高いＩＴ関連企業などの誘致を目指し、村上市サテライトオフィス等設置促進事業補助金や市内遊休施設などの情報収集により、企業のニーズに即応できる体制を構築してまいります。本市の伝統的工芸品となっている村上木彫堆朱や羽越しな布につきましては、新たな商品開発や販路開拓を支援しながら、関係団体と連携し、活力を持ちながら持続する産業となるよう取り組んでまいります。

市内の事業活動は新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、大変厳しい状況が続いております。本市といたしましても地域経済に対する影響を最小限とするため、各種施策を講じておりますが、アフターコロナを見据え、企業や商工団体の声を聴きながら、官民一体となった力強い市内経済の再生を目指してまいります。

「地域の魅力を磨き、活かしたおもてなしのまちづくり」につきましては、コロナ禍による観光面への影響が続く中、少人数化や近隣化など旅行スタイルにも変化が起きており、新しい観光の流れへの対応が求められています。関係者をはじめ、市民の皆様にご協力をいただきながら、リピーターとして幾度も訪れていただけるような観光地となるようさらなる進化に向けて取組を進めてまいります。また、新たな誘客に向け、2025年に開催される日本国際博覧会に合わせた関西圏へのＰＲを積極的に行うほか、国内外からの誘客に結びつけるため、ＳＮＳなどを利用した魅力発信に努めてまいります。昨年、常に多くのフォロワーへ情報を発信されているＮＧＴ４８の本間日陽さんを

本市スペシャルアンバサダーとして起用いたしましたので、全国的な知名度と発信力を生かし、本市の魅力を多くの皆様へ伝えていただけるものと期待しております。

本市物産の振興につきましても、ふるさと村上応援寄附金のお礼品を活用しながら優れた特産品のPRを図るほか、豊富な食材の魅力を生かした観光振興につながるよう取り組んでまいります。

道の駅「朝日」につきましては、これまで関係者と拡充計画に対する協議を重ねてまいりました。引き続き国と歩調を合わせながら、整備に向けて取り組んでまいります。

「物と人の交流が生まれ、賑わいあふれる港づくり」につきましては、「みなとオアシス越後岩船」の活性化に向け、複合遊具の設置やイベントなどの情報発信による魅力やにぎわいづくりを進めております。将来、岩船港が日本海国土軸と海路を結ぶ機能を担い、地域間を結ぶプラットフォームとなることや、洋上風力発電のメンテナンス基地としての活用が期待されますので、引き続き、本市の発展と地域の活性化に向け関係団体や産業界と連携し、活力ある港づくりを進めてまいります。また、防砂堤の整備など港湾施設整備が進められておりますので、新潟県と連携を図りながら機能保全に取り組んでまいります。

「誰もが働きやすく、やりがいを持って活躍できるまちづくり」につきましては、進学率の向上や少子化などの影響により、高校生の地元就職者が減少傾向にあることから、岩船郡村上市雇用対策協議会や村上公共職業安定所と協力し、高校生向けの合同就職ガイダンスやインターンシップ事業、デジタル版企業ガイドブックによる情報発信などを行い、企業と学生のマッチングの機会づくりを進めるほか、IT関連産業など若者が希望する雇用の場の創出にも取り組んでまいります。また、村上市人材獲得・定着支援事業補助金を創設し、地元への定着や働きやすい環境づくりを支援してまいります。就労することが難しい若者への支援につきましても、下越地域若者サポートステーションによる相談支援や職場体験などを通じ、若者の職業的自立を引き続き進めてまいります。

続きまして、基本目標4「人が輝く郷育のまち」につきまして、本年度の主な取組をご説明いたします。

本年度は、第3次村上市教育基本計画のスタートの年となり、教育の基本理念を「郷育のまち・村上」～郷に育ち・郷を育て・郷が育てる～と定め、大人と子ども、学校、地域がともに関わり主体的に学び合う教育活動を進めてまいります。

初めに、「子どもたちを育む学校教育の充実したまちづくり」についてであります。本市の教育においては、学校運営協議会やキャリア教育等を通して学校と保護者、地域が一体となり、子どもたちの豊かな成長を支える「地域とともにある学校づくりの充実」を目指しております。そのような中で、荒川中学校と地域事業者、まちづくり協議会が連携し、SDGsをテーマとしたすばらしい実践教育を繰り広げており、第1回新潟SDGsアワードに輝かれました。この活動は、まさに本市が取り組む郷育そのものであり、このような学校と地域が連携する特徴ある活動が各地で進められるよう取り組んでまいります。

教育環境の面においては、非常勤講師、介助員、学校図書館司書等の配置や、保内小学校への通級指導教室の新設など、児童生徒の状況に合わせた対応を可能な限り行ってまいります。また、IGAスクール構想により教育におけるICT環境の整備が進みましたので、教員のスキルアップを図りながら、この環境を生かした学習内容やデジタル教材の活用を図るとともに、様々な団体などと連携した学習を研究するなど、子どもたちの学力と好奇心が高まる教育に取り組んでまいります。

子どもの安全面では、登下校時の重大事故が各地で発生しておりますので、引き続き関係機関と通学路の安全を確保するとともに、交通事情の変化に合わせてスクールバスの運行範囲を見直すなど、登下校時における安全対策を図ってまいります。このほか、小中学校に設置を進めてきた防犯カメラについて、本年度中に全学校への整備を完了させ、さらなる安全対策に努めてまいります。

「生涯を通じた学びと成果が活かせるまちづくり」につきましては、各種講座や公民館事業のICT化、図書館蔵書の充実を図り、新しい生活様式の中で市民が生涯にわたり意欲を持ちながら学習活動に取り組む機会をつくるとともに、公民館活動をはじめとする様々な活動の場面において、学びの成果を発揮していただく取組を学校や各種団体と連携して進めてまいります。

また、今春には、村上市さんぽく会館の改修が完了しますので、山北地域の生涯学習や地域コミュニティの拠点として多方面にご活用いただき、地域活動がさらに進展しますことを期待しております。

「文化芸術に親しみ、歴史・文化財を守りつないでいくまちづくり」につきましては、村上市美術展覧会における文化展や中高生を対象としたアニメ・イラスト展などを引き続き開催するほか、音楽鑑賞会を催し、市民が文化芸術に触れ合い、関心や教養を深める取組を進めてまいります。

本市文化財の保存、活用につきましては、国史跡村上城跡や平林城跡、山元遺跡等の計画的な保存・整備を推進するほか、毎回多くの参加者のある現地説明会や講座等を実施することにより、市内外から本市の貴重な文化財に理解と関心が高まるよう取り組んでまいります。また、国の重要無形民俗文化財である村上まつりの屋台行事や県指定の大須戸能など、本市の歴史文化遺産の魅力を伝え、将来にわたり継承していくための取組を支援することにより、伝統文化の保存が図られるよう進めてまいります。歴史的町並みの保存につきましては、本年度から国の重要伝統的建造物群保存地区の選定に向けた作業に着手し、その価値を広く後世に伝えていくため、関係団体と連携しながら取り組んでまいります。

「誰もがスポーツに親しみ、アスリートが育つまちづくり」につきましては、昨年行われた東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーを引き継ぎ、スポーツから生まれる楽しさや喜び、健康増進、地域活性化などに向け、スポーツが持つ力と価値をさらに高めていくよう総合型地域スポーツクラブやスポーツ関係団体と連携しながら、スポーツに親しめる環境づくりと指導者の育成に努めてまいります。

東京2020オリンピックに正式種目となったスケートボードについては、一気にメジャースポーツとなり、昨年日本選手団の合宿地となった村上市スケートパークも全国から注目されておりますので、官民協力した「地域スポーツコミッション」を活用し、本市スケートパークの特徴を最大限に生かした選手の育成や大会・合宿の誘致、観光と連携した事業に取り組むことにより、若者が集い、夢をかなえる「スケートボードの聖地」を目指してまいります。

続きまして、基本目標5「多様性が広がるまち」につきまして、本年度の主な取組をご説明いたします。

「誰もが自分らしく暮らせるまちづくり」につきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う不当な差別やいじめなどが問題となり、私も機会あるたびにメッセージを伝えてきたところであり、人権教育の重要性について強く認識させられました。そうした状況を踏まえながら第2次村上市人権教育・啓発推進計画の策定を進め、性別の固定的な考え方やあらゆる偏見と差別から脱却し、高齢者や障がいのある方、外国人など多様な立場の人々が認め合い、支え合うまちの実現に向け取り組んでまいります。

「市民が主役となり自ら活動するまちづくり」につきましては、各地域まちづくり組織を中心に多くの方々が関わり、地域の課題や活性化に向けた活動を展開していただいております。新型コロナウイルス感染症の影響で思うように活動ができない状況が続いておりますが、知恵を出し合い、工夫しながら新たな展開を目指されることを期待しております。引き続き、地域おこし協力隊の配置や集落支援員の拡充、関係人口と移住定住に向けた事業展開などを進め、市民と協働する地域づくりがさらに進展するよう努めてまいります。

「市の情報が広く伝えられ、市民の声が届くまちづくり」につきましては、これまで進めてきたSNS等を活用した広報デジタル化をさらに進め、新たにスマートフォンアプリであるラインをベースとした広報に着手し、より多くの方にスピーディーな情報伝達が図られるよう取り組んでまいります。また、市報むらかみにつきましては、読みやすく、魅力ある紙面づくりを進めるとともに、広聴活動におきましても、テーマを設定しながら様々な立場の方と対話の場をつくることで、多様な意見を市政に反映するよう努めてまいります。

「デジタル技術を活用した利便性の高いまちづくり」につきましては、情報通信技術の急速な発展や新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う社会変化、国の動向などを背景に、デジタル化による行政サービスや事務効率の向上が急務となっております。本市におきましても、住民票等のコンビニ発行を皮切りとしたマイナンバーカードの活用や行政手続のオンライン化、書かない・待たない窓口の実現などを進めてまいります。また、基幹系システムの標準化・共通化やAI・RPAの利用促進などにより行政事務の効率化と働き方改革を進め、「村上市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進方針」に基づいた「スマートむらかみの実現」を目指してまいります。

「効率的な行財政運営による持続可能なまちづくり」につきましては、人口減少や歳入歳出の見

通しなどを考慮すると、将来の行政運営や財政状況は、とても厳しい状況が予想されます。このような中、少子高齢化や社会情勢の変化などを的確に捉え、住民ニーズに機動的に応える自治体運営を進める必要があります。このため、事務事業の改善やデジタル化などによる行政サービスの改善と向上に努めるとともに、公共施設マネジメントプログラムによる施設の見直しと効率的な組織形成を図りながら、「村上市行政改革大綱2022」に基づいた安定した財政基盤の維持と改革を着実に進めてまいります。

以上が私の市政運営に当たっての所信と令和4年度の主な事業概要であります。

令和2年初頭から始まった新型コロナウイルス感染症との闘いは、3年目となります。今なお感染症の収束が見通せない状況ではありますが、少しずつ前へ進んでいると感じておりますので、対策を着実に実行し、皆様の安心をしっかりと守ってまいり所存であります。

こうした中で、北京2022オリンピック冬季競技大会において、平野歩夢選手と平野海祝選手がご兄弟そろって見事に出場を決められました。歩夢選手は、ソチ、平昌に続く冬季3大会連続の出場に加え、東京2020大会と夏冬連続出場の快挙となりました。また、海祝選手は、初のオリンピック出場となり、より大きく高い目標に挑むお二人は私たち市民にとって大きな誇りであり希望であります。

まだまだ困難な状況の中にありますが、私たちの社会や暮らしも確実に進歩し、変化し続けております。デジタル化やエネルギー革新などは先の話ではなく、今まさに現実のものとなっており、私たちはその変革のさなかにいると言えます。この状況にスピーディーに対応するため、本年度組織機構を見直し、第3次村上市総合計画を設計図とした本市の新たなまちづくりを開始してまいります。

直面する課題はどれも困難で高い壁です。しかし、困難な中にも希望を持ち、必ず本市の成長につなげてまいりたいと考えておりますので、市民の皆様並びに議員各位におかれましては、特段のご理解とご協力、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） 以上で、令和4年度村上市施政方針を終わります。

昼食休憩のため、午後1時20分まで休憩いたします。

午後 0時16分 休 憩

午後 1時20分 開 議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第11 議第 6号 令和4年度村上市一般会計予算

議第 7号 令和4年度村上市土地取得特別会計予算

議第 8号 令和4年度村上市情報通信事業特別会計予算

議第 9 号 令和 4 年度村上市蒲萄スキー場特別会計予算

議第 10 号 令和 4 年度村上市国民健康保険特別会計予算

議第 11 号 令和 4 年度村上市後期高齢者医療特別会計予算

議第 12 号 令和 4 年度村上市介護保険特別会計予算

議第 13 号 令和 4 年度村上市上水道事業会計予算

議第 14 号 令和 4 年度村上市簡易水道事業会計予算

議第 15 号 令和 4 年度村上市下水道事業会計予算

○議長（三田敏秋君） 日程第11、議第 6 号から議第15号までの10議案を一括して議題といたします。
理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第 6 号から議第15号までの10議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

これらの議案は、令和 4 年度の村上市各会計予算案についてであります。施政方針の冒頭にも触れましたように、令和 4 年度予算におきましては、令和 3 年度からの継続事業であります市道藤沢停車場線桃崎人道橋修繕工事のほか、旧ごみ処理場解体事業及び荒川郷最終処分場閉鎖工事費を計上いたしました。また、妊産婦の医療費助成事業や不育症治療費助成事業などの新規事業、障がい者基幹相談支援センターの設置に係る経費を計上したほか、本市におけるデジタルトランスフォーメーションの推進を図ることを目的として、まずは住民票などのコンビニ交付事業をスタートさせることといたしております。その上で、本市経済を安定的に支えるための道路や各公共施設整備などの公共工事に係る経費を盛り込んだところであります。本年 4 月からスタートするあふれる笑顔のまち村上をまちの将来像とする第 3 次村上市総合計画を踏まえ、安心して子どもを産み育てることができ、市民が生き生きと暮らし続けることができる村上市を目指して、子育て支援関連事業の実施や市内産業の活性化を進めるとともに、消防・防災力の一層の強化にも取り組みながら、足元の市民生活をしっかりと安定させることを基本として編成をいたしたところであります。

また、世界で急速に進むデジタル化や脱炭素社会への流れをしっかりと見据え、新たな技術や力を本市の成長や発展につなげていくことができるよう取組を進めていくことといたしたほか、村上市行政改革大綱2022に基づき全庁的に施設や事業の見直しを行いながら、本市が持続し続けるための行政運営を念頭に予算編成を行ったところであります。

令和 4 年度当初予算の規模といたしましては、一般会計は340億円、特別会計は 6 会計で151億 7,078万9,000円、企業会計は 3 会計で116億2,903万7,000円、全会計では607億9,982万6,000円となります。

予算案の内容につきまして、会計ごとに順次申し上げます。初めに、議第 6 号は村上市一般会計

予算案であります。予算の総額は340億円で、前年度当初予算と比較すると予算総額でプラス7.3%、23億円の増額となります。この要因についてであります。普通建設事業費において市道藤沢停車場線桃崎人道橋修繕工事のほか、旧ごみ処理場解体に係る関連事業などで31億1,751万3,000円を計上したこと、前年度比プラス47.3%、10億51万7,000円の大幅な増額となっております。また、人件費では、保育園、会計年度任用職員や集落支援員の増員、参議院議員通常選挙及び県知事選挙関連経費の増などに伴い前年度比プラス1.6%、9,956万8,000円の増額となっております。

第2条では債務負担行為を、第3条では地方債の起債の目的及び限度額等を、第4条では一時借入金の借入れ限度額を30億円と定めたところであります。

それでは、予算の概要から主なものを前年度と比較して申し上げます。歳入では、第1款市税で個人市民税及び法人市民税の前年度実績による増や固定資産税の軽減措置終了と課税誤り分の計上などによりプラス12.7%、66億345万円を見込みました。第2款地方譲与税から第10款地方特例交付金までは、総務省の公表する見込み等により、第10款地方特例交付金では新型コロナウイルス感染症の影響による固定資産税の軽減措置の終了に伴う新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の減額などによりマイナス84.2%、3,300万円を見込み、第11款地方交付税では国の臨時財政対策債発行抑制に伴う普通交付税への振替によりプラス9.1%、136億9,000万円を計上いたしました。また、第15款国庫支出金ではプラス14.1%、31億8,785万1,000円を、第16款県支出金ではプラス8.7%、21億4,412万円を、第19款繰入金では基金繰入金で財政調整基金から11億6,500万円、減債基金から1億2,000万円を繰り入れるほか、特定目的基金については社会福祉基金、環境衛生基金、義務教育施設設備整備基金からの繰入れによりプラス64.3%、20億4,170万3,000円を、第22款市債では衛生債、土木債などで増となっているものの、さんぼく会館改修工事が終了したことによる社会教育施設整備事業債の減、臨時財政対策債の地方交付税への振替による発行抑制などによりマイナス40.3%の15億4,600万円を計上をいたしました。

次に、歳出では、第2款総務費で34億3,996万3,000円、庁舎情報システム管理経費、参議院議員通常選挙・県知事選挙経費などの増によりプラス18.0%、5億2,571万1,000円の増額、第3款民生費で98億5,581万1,000円、障がい者基幹相談支援センター設置経費、介護基盤整備事業などの増によりプラス3.8%、3億6,325万4,000円の増額、第4款衛生費で30億4,223万5,000円、新型コロナウイルスワクチン接種事業、最終処分場運営経費、旧ごみ処理場解体事業経費などの増によりプラス24.1%、5億9,113万1,000円の増額、第6款農林水産業費で27億9,973万5,000円、三面川河口漁業施設経費などの増によりプラス6.3%、1億6,565万9,000円の増額、第7款商工費で14億6,730万4,000円、ふるさと納税経費を所管替えしたことによる商工業振興経費などの増によりプラス13.6%、1億7,572万7,000円の増額、第8款土木費で45億3,333万1,000円、道の駅朝日拡充計画経費のほか、市道藤沢停車場線桃崎人道橋修繕工事など道路対策事業経費の増などによりプラス10.1%、4億1,767万9,000円の増額、第9款消防費で16億7,538万3,000円、消防救急無線管理経費

の増などによりプラス3.3%、5,421万円の増額、第10款教育費で31億8,150万9,000円、さんぽく会館改修工事の終了などによりマイナス5.0%、1億6,613万6,000円の減額、第12款公債費で35億2,325万4,000円、平成30年度借入れの荒川地区公民館建設工事など過疎対策事業債の元金償還の開始によりプラス3.8%、1億2,916万円の増額、第13款諸支出金で1億7,805万7,000円、ふるさと応援基金積立金の増によりプラス30.5%、4,159万円の増額となったところであります。

続きまして、特別会計の予算案について申し上げます。議第7号は、村上市土地取得特別会計の予算案であります。予算の総額は498万9,000円とし、前年度より1,000円の減額であります。歳入では、第1款財産収入で2万6,000円を、第2款土地開発基金借入金では496万2,000円をそれぞれ計上いたしました。歳出では、第1款財産取得費で都市計画道路市道南中央線道路用地取得に係る経費として土地取得事業経費496万2,000円を、第2款諸支出金では土地開発基金積立金などで2万6,000円をそれぞれ計上いたしました。

次に、議第8号は村上市情報通信事業特別会計の予算案であります。予算の総額は3億500万円とし、前年度比マイナス3.2%、1,000万円の減額であります。歳入では、第1款分担金及び負担金で情報通信施設負担金71万2,000円を、第2款使用料及び手数料では情報通信施設使用料などで5,156万2,000円を、第3款繰入金では一般会計繰入金2億2,272万3,000円を、第5款諸収入では光伝送路等貸付料などで3,000万2,000円をそれぞれ計上いたしました。

歳出では、第1款総務費で施設管理費などで2億9,665万6,000円を、第2款公債費では起債の元利償還金634万4,000円をそれぞれ計上いたしました。

次に、議第9号は村上市蒲萄スキー場特別会計の予算案であります。予算の総額は5,370万円とし、前年度比プラス16.2%、750万円の増額であります。これは、地方債償還元金の増が主な要因であります。歳入では、第1款売上金で30万円を、第2款使用料及び手数料では921万円を、第3款繰入金では一般会計繰入金4,134万8,000円を、第5款諸収入ではスキー貸出料などで284万1,000円をそれぞれ計上いたしました。歳出では、第1款総務費で蒲萄スキー場運営経費など4,445万6,000円を、第2款公債費では起債の元利償還金904万4,000円をそれぞれ計上いたしました。

次に、議第10号は村上市国民健康保険特別会計の予算案であります。予算の総額は54億8,540万円とし、前年度比マイナス5.5%、3億1,760万円の減額であります。歳入では、第1款国民健康保険税で9億7,010万4,000円を、第5款県支出金では保険給付費等交付金40億4,263万8,000円を、第7款繰入金では一般会計繰入金4億5,564万5,000円をそれぞれ計上いたしました。歳出では、第1款総務費、一般管理経費などで1億170万1,000円を、第2款保険給付費では一般被保険者療養給付費などで39億6,358万2,000円を、第3款国民健康保険事業費納付金では医療給付費分などで13億4,336万7,000円を、第4款保健事業費では保健事業経費で5,908万3,000円をそれぞれ計上いたしました。

次に、議第11号は村上市後期高齢者医療特別会計の予算案であります。予算の規模は8億270万円

とし、前年度比プラス3.2%、2,490万円の増額であります。歳入では、第1款後期高齢者医療保険料で5億7,510万4,000円を、第3款繰入金では一般会計繰入金2億2,065万6,000円を、第5款諸収入では県後期高齢者医療制度特別対策補助金などで688万9,000円をそれぞれ計上いたしました。歳出では、第1款総務費、一般管理経費などで1,594万2,000円を、第2款後期高齢者医療広域連合納付金では7億7,814万9,000円を、第3款保健事業費では保健事業の実施に係る経費778万9,000円をそれぞれ計上いたしました。

次に、議第12号は村上市介護保険特別会計の予算案であります。予算の総額は85億1,900万円とし、前年度比プラス6.7%、5億3,600万円の増額であります。歳入では、第1款保険料で介護保険料16億530万4,000円を、第2款分担金及び負担金では給食サービス事業負担金などで977万7,000円を、第4款国庫支出金では介護給付費負担金などで20億5,686万8,000円を、第5款支払基金交付金では介護給付費交付金などで22億666万9,000円を、第6款県支出金では介護給付費県負担金などで12億3,039万7,000円を、第8款繰入金では一般会計繰入金などで14億942万1,000円をそれぞれ計上いたしました。歳出では、第1款総務費で認定調査経費などで1億8,245万7,000円を、第2款保険給付費では施設介護サービス給付費などで80億2,785万円を、第3款地域支援事業費では介護予防・生活支援サービス事業経費などで3億577万円をそれぞれ計上いたしました。

次に、議第13号は村上市上水道事業会計の予算案であります。業務の予定量は、給水戸数2万692戸、年間総給水量596万7,801立方メートルを予定しております。収益的収支予算では、事業収益を11億7,826万4,000円、事業費用を10億8,470万5,000円とし、利益は9,355万9,000円を予定しております。資本的収支予算では、資本的収入を5億4,923万2,000円、資本的支出を11億4,546万9,000円とし、主な事業といたしましては拡張事業として村上地区山居山配水池等の廃止に伴う送配水管の改良工事や愛宕山配水池の設備改良等を実施いたします。改良事業といたしましては、5か年計画の最終年度として水道台帳システムの構築を目指すとともに、引き続いて施設の台帳整備を進めます。また、老朽管更新工事、朝日温海道路事業に伴う水源移設関連業務につきましても引き続き実施をいたします。収支差引き不足額5億9,623万7,000円は、当年度分消費税等資本的収支調整額5,355万1,000円、当年度分損益勘定留保資金4億5,583万円、減債積立金2,000万円及び建設改良積立金6,685万6,000円で補填しようとするものであります。

次に、議第14号は村上市簡易水道事業会計の予算案であります。業務の予定量は、給水戸数3,931戸、年間総給水量は94万8,290立方メートルを予定しております。収益的収支予算では、事業収益及び事業費用同額の3億3,269万1,000円といたしております。資本的収支予算では、資本的収入を2億440万円、資本的支出を3億2,171万4,000円とし、主な事業といたしましては、改良事業として年々上昇する修繕費用抑制のため、山北地区の老朽管更新工事を行うほか、村上地区羽下ヶ渚地内において新潟県が施工する三面川築堤工事に支障となる送水管の移設工事を実施いたします。収支差引き不足額1億1,731万4,000円は、当年度分消費税等資本的収支調整額615万8,000円及び当

年度分損益勘定留保資金 1 億1,115万6,000円で補填しようとするものであります。

最後に、議第15号は、村上市下水道事業会計の予算案であります。業務の予定量は、接続戸数 1 万7,705戸、年間有収水量は546万503立方メートルを予定しております。収益的収支予算では、事業収益及び事業費用同額の38億9,000万円といたしております。資本的収支予算では、資本的収入を 35億896万9,000円、資本的支出を48億5,445万8,000円とし、主な事業といたしましては、老朽化が進む公共下水道、村上浄化センターの改築更新や農業集落排水施設の蒲萄地区処理施設改築更新工事を引き続き実施するほか、農業集落排水施設の南大平地区、中継地区の改築更新事業に着手いたします。収支差引き不足額13億4,548万9,000円は、当年度分消費税等資本的収支調整額6,219万8,000円及び当年度分損益勘定留保資金12億8,329万1,000円で補填しようとするものであります。

以上、令和4年度の村上市各会計の予算案につきまして一括してご説明を申し上げます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） 以上で議第6号から議第15号までの提案理由の説明を終わります。

追加日程第2 一般会計予算・決算審査特別委員会の設置について

○議長（三田敏秋君） お諮りします。

この際、ただいま議題となっております村上市一般会計予算の審査を行うため、お手元に配付の資料のとおり一般会計予算・決算審査特別委員会を設置し、審査を行うこととしたいと思います。

よって、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置についてを日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置についてを日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程第2、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置について、お諮りをいたします。村上市一般会計予算の審査を行うため、お手元に配付の資料のとおり、一般会計予算・決算審査特別委員会を設置したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置については決定をされました。

追加日程第3 一般会計予算・決算審査特別委員会の委員の選任について

○議長（三田敏秋君） お諮りをします。

ただいま設置されました一般会計予算・決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条

例第8条第1項の規定により、お手元に配付の資料のとおり、議長において議長を除く全議員を指名いたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君は一般会計予算・決算審査特別委員会の委員に選任をされました。

日程第12 議第16号 村上市辺地に係る総合整備計画の策定について

議第17号 村上市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について

議第18号 村上市消防手数料条例の一部を改正する条例制定について

議第19号 村上市集落集会施設条例を廃止する条例制定について

議第20号 市有財産の譲与について

議第21号 市有財産の譲与について

議第22号 市有財産の譲与について

○議長（三田敏秋君） 日程第12、議第16号から議第22号までの7議案を一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第16号から議第22号までの7議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議第16号は村上市辺地に係る総合整備計画の策定についてであります。本案は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議会のご議決を求めるものであります。

次に、議第17号は村上市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてであります。地方公共団体の個人情報保護制度について全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化することなどを目的として、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止され、個人情報保護に関する法律に統合される改正が行われることとなりました。これに伴い、村上市個人情報保護条例において当該法律を引用している条項の規定を置き換えるなど所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議第18号は村上市消防手数料条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、新潟県からの権限移譲により火薬類取締法並びに武器等製造法に基づく事務処理を本市が取り扱うことに伴い、村上市消防手数料条例の一部を改正するものであります。火薬類取締法に基づく事務では火薬類の製造の許可や販売営業の許可に関する事務、武器等製造法に基づく事務では猟銃等製

造事業の許可や販売事業の許可に関する事務等処理することに伴う手数料を追加しようとするものであります。

次に、議第19号は村上市集落集会施設条例を廃止する条例制定についてであります。本案は、北中集落自治会において新たに集会施設が建設されたことに伴い、北中生活改善センターを廃止するとともに、温出地域農村研修センター、府屋駅前ふれあいセンター、小俣集落センターの3施設につきましては令和4年4月1日をもって地元関係地縁団体に移譲することといたしました。これに伴い、条例で管理すべき集会施設がなくなることから本条例を廃止しようとするものであります。

次に、議第20号から議第22号の3議案につきましては、いずれも市有財産の譲与についてであります。議第20号は温出地域農村研修センターを関係地縁団体である温出集落自治会に、議第21号は府屋駅前ふれあいセンターを関係地縁団体である府屋駅前通自治会に、議第22号につきましては小俣集落センターを関係地縁団体である小俣自治会にそれぞれ譲与しようとするものであります。

以上、よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

1番、上村正朗君。

○1番（上村正朗君） すみません、議第16号 村上市辺地に係る総合整備計画の策定について幾つか教えていただきたいと思います。

今回上程されているのは高根地区ですが、中身について特に疑義があるわけではないのですけれども、この総合整備計画の対象になるのは辺地度数によって恐らく何点以上というのが対象になると思うのですけれども、恐らく村上の辺地というと高根だけではなくて幾つか当然あると思いますので、既に整備している地区もあると思いますけれども、この事業の対象になり得る地区が幾つあって、幾つ把握をされていて、その中で今回高根を選定した理由についてちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（三田敏秋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大滝敏文君） 辺地数でございますけれども、対象辺地数につきましては現在45辺地でございます。ただ、令和4年の3月31日付で神林地区の河内辺地につきましては人口要件から外れますので、44に、1つ減る予定になってございます。

それから、この辺地による公共施設の整備ということでございますけれども、こちらにつきましては高根辺地につきまして公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置、こちらのほうを受けるためというふうなことで、この対象の事業に合致するものでございますので、今回総合整備計画を策定をし、そして辺地債、こちらのほうを適用させたいというふうなことでございます。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） それで、これは財政的な特別措置があるわけですので、辺地対策事業債というのは交付税の措置率とかが非常に高くて有利だというふうに認識しているのですが、今回の一般

会計の中で結構市の単独の事業がかなり盛り込まれているような気がするので、44辺地の中で整備計画といますか、必要な施設を整備する必要があるというのはまたその中から絞り込まれるのかなと思うのですが、何か1地区ではなくて、非常に有利な財政措置のあるものであれば、1地区に限らずもう少し積極的に、前向きに経済対策をするというのが来年度の予算の考え方だと思いますけれども、この計画でももう少し盛ることはできなかったのかなというのが思うのですけれども、その辺は何か理由があるのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大滝敏文君） この辺地債を活用して行う事業につきまして、一応来年度3か年の事業になりますけれども、こちらを選定をさせていただいたと。ほかの地区についてもやはり適債性が認められる事業であれば、積極的に今後も活用してまいりたいというふうに考えてございます。当面令和4年度につきましては、この高根辺地を実施していくという予定でございます。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） それは分かりました。

それとあと、私の探し方が悪かったのかもしれませんが、総合整備計画、これホームページで探そうと思っても何かヒットしないのですけれども、載っていないのかな。もし載っていないのであれば施政方針の中で、私の探し方が悪い場合もありますけれども、載っていないのであれば市長の施政方針の中でも市民に情報を確実に広く届けるというお考え示されたと思うので、私の探し方が悪いのかもしれませんが、もし載っていないのであればぜひ載せていただいて、過去の方も含めて載せていただければと思いますけれども、その辺いかがでございましょうか。

○議長（三田敏秋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大滝敏文君） 過去にもこの辺地債を活用して行った事業はございます。過去のものを載せるかどうかにつきましては検討させていただきたいと思いますが、今これから新たに行う部分につきましては、できる限り公表してまいりたいというふうに考えております。

○1番（上村正朗君） 分かりました。以上です。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第16号から議第22号までの7議案については、議案付託表のとおり、会議規則の規定によって総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第13 議第23号 村上市屋内遊び場条例制定について

議第24号 村上市妊産婦の医療費助成に関する条例制定について

議第25号 村上市空家等対策協議会条例制定について

議第26号 村上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

議第27号 村上市地域福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例制定
について

議第28号 村上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第13、議第23号から議第28号までの6議案を一括して議題といたします。
理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第23号から議第28号までの6議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議第23号は村上市屋内遊び場条例制定についてであります。本案は、子育て支援の充実のため、ご要望が多かった天候の影響が少ない屋内における児童への健全な遊び場を提供し、遊具等を通じた多様な運動と遊びにより子どもの体力向上と健全育成を図ることを目的として、令和4年4月1日から旧神納東小学校体育館に屋内遊び場を設置するための条例を制定しようとするものであります。

次に、議第24号は村上市妊産婦の医療費助成に関する条例制定についてであります。本案は、妊産婦の医療費を助成し、経済的負担を軽減することで疾病の早期発見と早期治療の促進を図り、安心して子どもを産み育てることができる環境の整備、母子保健の向上及び福祉の増進に寄与することを目的として条例を制定しようとするものであります。

次に、議第25号は村上市空家等対策協議会条例制定についてであります。村上市空き家等対策計画策定委員会は、村上市空き家等対策計画を平成31年3月に策定したことをもって任期を終了しております。令和4年度から計画の見直しに着手し、策定に向けて学識経験者による調査、審議を始めたいこと、また計画策定後も空き家対策の推進を図るため、学識経験者との協議を継続していきたいこと、あわせて今後の空き家等対策に国の補助制度の活用を見据えて取り組むことから、これまでの策定委員会から空家等対策の推進に関する特別措置法に基づいた村上市空家等対策協議会に組織を変更して設置しようとするものであります。また、これに伴い従来の村上市空き家等対策計画策定委員会設置条例につきましては廃止しようとするものであります。

次に、議第26号は村上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、地方税法及び地方税法施行令の一部が改正されたことに伴い、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、令和4年度分以後の国民健康保険税において、ゼロ歳から6歳までの未就学児に係る被保険者均等割額の5割を軽減しようとするものであります。

次に、議第27号は村上市地域福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例制定についてであり

ます。本案は、地域福祉計画を着実に推進するため、策定に向けた調査、立案、調整、計画の進捗評価を実施するために改正しようとするものであり、あわせて名称につきましても村上市地域福祉計画審議会に変更しようとするものであります。

次に、議第28号は村上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてであります。本市におきましては、放課後児童支援員の要件に認定資格研修を修了した者でなければならない旨を規定しておりますが、支援員の円滑な確保による事業運営の安定化を図るため、経過措置として令和4年3月31日までの認定資格研修を修了することが予定されている者を含むものとしております。この経過措置期間が今年度、令和3年度末で終了となることから、この規定を当該年度中に終了することを予定している者に改正し、今後においても認定資格研修修了予定者を支援員とみなすため、所要の改正を行うものであります。

以上、よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

4番、高田晃君。

○4番（高田 晃君） 議第23号の村上市屋内遊び場条例制定ですが、長年懸案であった雨天時に子どもたちが自由に遊べる場ということで旧神納東小学校を改修したところであると思うのですが、この条例の中で、これはこの施設の条例だけではなくて、ほぼ全ての条例でもこういうふうになっていると思うのですが、利用の許可です。第5条で屋内遊び場を利用しようとする者は、個人の場合はその都度、団体の場合は6日から7日間、約1週間前からということなのですが、この辺ほかのいろんな文教施設等もそうですが、3日前に申し込むと使えない、あるいは個人であればこれはここは使えるというふうなことで、特にこれ屋内遊び場ですので、例えばの話、午前中外で遊んでいたら午後から雨になって、PTAの団体がちょっと入りたいという場合はこれ使えないということになるのですが、この辺はうまく臨機応変に、何かそういったケースの場合に使えるようなものにはできるのですか。

○議長（三田敏秋君） こども課長。

○こども課長（中村豊昭君） 今のところ、要綱、条例のとおりには運用はしていきたいと思うのですが、実際のところ個人の利用というものをやはりメインに考えております。それで、団体さんの場合、やはりそれだけで施設が全部使われてしまうと個人の利用がうまく回らなくなるなというところもありますので、やはりある程度事前にお申込みはいただく必要があります。ただ、実際4月からスタートいたしまして、いろいろと試行錯誤を重ねながら、改正なども必要になってくるかもしれません。そういったことも踏まえて来年度、4月からの運営形態を参考にしながら、もし議員おっしゃるような部分の改正等が必要であれば、また考えていきたいと思っております。

○議長（三田敏秋君） 高田晃君。

○4番（高田 晃君） 市長、ちょっとこの件飛躍した質問になるかもしれませんが、公共施設を利

用する場合、ここも多分指定管理者に委託するのだろうというふうに思いますが、さっき言いましたとおり何日前まで申し込まないと使えないというのと、例えばさっき言った3日前あるいは当日、施設が空いているのにもかかわらず利用できないというふうな状況がいろんなところから聞こえし、私も実際にそういう体験したことがあるのですが、当然条例に載っているんで、条例に従ってというふうなことになるのですが、施設が空いている、そこで使わせれば活用頻度も上がる、あるいは使用料も入るというところで、ちょっと民間感覚に戻ったようなものにしたらどうかなって私個人的には思うのですが、市長の見解をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 施設の運営上コントロールするという側面からいえば、ある程度期間を設けてお問合せをいただいて、許可をして確認をしてということが多分いいのだろうというふうに思っておりますけれども、今議員ご指摘の臨機応変にやっていかなければならないという、これは当然あるというふうに思っています。したがって、他の施設も含めてここの部分はしっかりと少し検証してみたいなというふうに思っておりますので、その結果、施設ごとにやっぱり性質違いますから、やり方は違うのかもしれません。また、逆に言うと1つクッションを置く形で、全部の施設がそういう形で臨機応変に活用できるようになるかもしれません。これは、研究を待たなければならぬと思いますので、これ早急に検証して適切な対応になるようにしていきたいというふうに思っております。その際に条例等改正が必要なこともあろうかと思っておりますので、そのときにはよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 高田晃君。

○4番（高田 晃君） 今と同じ質問、文教施設かなり多いのですが、教育長にもちょっとご意見いただきたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） 今市長答弁にもありましたとおり、より有効な使い方について今後検討してまいりたいと思います。

○4番（高田 晃君） ありがとうございます。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第23号から議第28号までの6議案については、議案付託表のとおり、会議規則の規定によって市民厚生常任委員会に付託をいたします。

日程第14 議第29号 村上市学童保育所条例の一部を改正する条例制定について

議第30号 村上市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

制定について

議第31号 村上市人権教育・啓発推進計画策定委員会条例の一部を改正する条例制定について

議第32号 老人いこいの家寿山荘条例を廃止する条例制定について

議第33号 荒川高齢者生きがいセンター条例を廃止する条例制定について

議第34号 荒川花卉園芸センター条例を廃止する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第14、議第29号から議第34号までの6議案を一括して議題といたします。
理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第29号から議第34号までの6議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議第29号は村上市学童保育所条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、子どもが多い家庭への経済的負担を軽減する子育て支援施策として、生計を同じくする3人以上の子どもを監護している方に対して3人目からの学童保育所利用料を半額に減免するため、所要の改正を行おうというものであります。

次に、議第30号は村上市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。議第25号でご説明をいたしましたが、今後の空き家対策につきましては村上市空家等対策協議会を設置し、国の補助制度を活用して空き家の除却等を行うなど、より積極的な展開を図っていくこととしております。対策を進めるに当たり、国の空家等対策の推進に関する特別措置法と本条例とで空き家に対する措置の項目で重複する部分があるなど整合性を図る必要があるため、条文の整理を行おうというものであります。

次に、議第31号は村上市人権教育・啓発推進計画策定委員会条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、村上市人権教育・啓発推進計画の第2次計画が令和4年度から始まるに当たり、策定委員会の名称を村上市人権教育・啓発審議会に変更し、計画の策定に向けた調査、立案、調整と併せて今後は進捗評価も所掌に含めることで第2次計画の着実な実行を図っていくこととしようとするものであります。

次に、議第32号は老人いこいの家寿山荘条例を廃止する条例制定についてであります。本施設は、高齢者の健康や福祉の増進を目的とした高齢者入浴施設であります。ポンプの破損や井戸の不具合により平成24年から温泉の利用を休止し、平成27年度からは施設を休止いたしております。また、当該施設は築50年が経過し、老朽化していることから、今年度末をもって当該施設を廃止しようとするものであります。なお、本施設休止後は、これまでご利用いただいております皆様には、これまでと同じく瀬波温泉に設置しております老人福祉センターあかまつ荘など各入浴施設をご利用

いただいているところであります。

次に、議第33号は荒川高齢者生きがいセンター条例を廃止する条例制定についてであります。本施設は、昭和47年に建てられた縫製工場建物跡を旧荒川町が買い取り、高齢者の生きがい活動の施設として利用しておりましたが、施設の老朽化が著しく、利用者が少ないことから、今年度末をもって当該施設を廃止しようとするものであります。

次に、議第34号は荒川花卉園芸センター条例を廃止する条例制定についてであります。本施設は、荒川高齢者生きがいセンターに併設された園芸ハウスであり、高齢者福祉の増進を目的として利用されてきた施設であります。老朽化が著しく、現在利用者もいないため、今年度末をもって当該施設を廃止しようとするものであります。

以上、よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君）　これから一括質疑を行います。

7番、本間善和君。

○7番（本間善和君）　1点ちょっとお聞きしたいと思います。

議第30号についてでございます。30号の空き家等の適正管理に関する条例の一部改正についてでございますが、先ほどのご説明の中で国の補助金の活用を考えているというお話がありました。多分ここが引っかかるのではないかなと思うのですが、ちょっとお伺いしますけれども、新旧対照表でよく見ますと、空き家になっている建物を助言とか指導とか勧告とか命令とかといった格好で段階的に空き家の対策、指導をしていくわけですが、そこで緊急性のあるものについては修繕等改修の措置をする。した場合、今まではその経費について当該者、所有者から徴収するものとするというところを現在、新しいほうでは徴収することができるという格好で新旧書いてあるわけですが、その辺のちょっと説明をお願いしたいと思うのですが。解釈の仕方です。

○議長（三田敏秋君）　市民課長。

○市民課長（八藤後茂樹君）　緊急安全措置をした場合のかかった経費につきましては、これまでは請求するものとなっております。しかし、実際対処するものにあっては、亡くなられて所有者が存在しない、亡くなられたり、あと相続人がいなかったりしたケースが多くあります。また、そういった経済的な理由で支払い能力がない場合、そういったときでもやはり安全確保のためにはどうしてもやらなければならないこととなります。そういったことも考慮して、新しい条例のほうについては、することができるという表記にさせていただいております。

○議長（三田敏秋君）　本間善和君。

○7番（本間善和君）　そうすると、その経費は市が一回出して、国がそれを補助してくれるという考え方でよろしいのでしょうか。

○議長（三田敏秋君）　市民課長。

○市民課長（八藤後茂樹君）　いいえ、国の補助はあくまでも除却費用ということで、緊急的に対処

してやったものは含まれておりません。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） そうすると、今のちょっと確認ですけれども、その経費についてはそういう場合は市が全部出さなければならない、国は出してくれないよということですね。

○議長（三田敏秋君） 市民課長。

○市民課長（八藤後茂樹君） そういうことになります。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） そうすると、国の補助金という、今の議第25号からずっと関連しているのですけれども、この議第30号で国の補助金が見込まれるというものはどういうものか、もう一度正確に教えていただきたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 市民課長。

○市民課長（八藤後茂樹君） 国の補助で行うものは、いわゆる特定空家に指定しまして勧告等を行った場合でその解体が必要なものについて、国の補助を受けて解体をするものであります。

○7番（本間善和君） 分かりました。結構でございます。

○議長（三田敏秋君） ほかにご質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第29号から議第34号までの6議案については、議案付託表のとおり、会議規則の規定によって市民厚生常任委員会に付託をいたします。

日程第15 議第35号 市道路線の認定について

議第36号 市道路線の変更について

議第37号 市道路線の廃止について

議第38号 村上市観光案内所条例の一部を改正する条例制定について

議第39号 村上市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定について

議第40号 村上市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第15、議第35号から議第40号までの6議案を一括して議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第35号から議第40号までの6議案につきま

して、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議第35号は市道路線の認定についてであります。本案は、市道認定申請に伴い、道路用地として寄附を受けた南町二丁目地内の1路線及び本市合併前の民間開発行為の完了時に認定すべきであった長政地内の1路線、合わせて2路線を新たに認定しようとするものであります。

次に、議第36号は市道路線の変更についてであります。本案は、南町二丁目地内において、市道認定申請に伴い道路用地として寄附を受けたことにより終点を変更するものが1路線、また上山田地内において森林基幹道岩船東部線の開設に伴い、一部区間が併用となることから起点を変更しようとするものが1路線であります。

次に、議第37号は市道路線の廃止についてであります。本案は、本市合併前の行政界付近において、それぞれの旧市村で認定した路線の一部区間が重複していたことから、重複する一方の西興屋地内の1路線を廃止しようとするものであります。

次に、議第38号は村上市観光案内所条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、鍛冶町に所在する村上市コミュニティデイホームを高齡者施設から観光施設へ用途変更することとし、それに伴い条例の一部を改正しようとするものであります。村上市コミュニティデイホームは寄附を受けた施設であり、高齡者の生きがい活動等の拠点として平成11年10月に開設された高齡者施設であります。当該施設は、市街地の中心部に位置しており、観光客のお休みどころとしても利用されております。また、歴史的風致形成建造物に指定され、歴史的な価値も認められた施設であり、観光案内所や休憩所などとして整備することにより、町屋観光の拠点として有効活用を図ることを目的として条例を改正しようとするものであります。

次に、議第39号は村上市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、道路法の一部改正に伴い新潟県の道路占用料単価が一部改正されたことから、本市においても新潟県の算定単価に準拠して改正しようとするものであります。

次に、議第40号は村上市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、日本海沿岸東北自動車道朝日温海道路の整備に伴う上水道朝日給水区の第4水源移設に係る水道事業の認可変更により、村上市上水道の事業経営における計画給水人口及び計画給水量を見直したことから、条例における経営の基本項目を改正しようとするものであります。

以上、よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

18番、長谷川孝君。

○18番（長谷川 孝君） すみません、議第38号をちょっとお聞きしたいのですけれども、議会運営委員会のときも聞いたのですけれども、ちょっと納得できないがあるので、ちょっとお聞きします。

この条例は、観光案内所とかにするということに関しては反対するものではもちろんないのですが、令和5年4月1日から施行する。ほかの条例制定の議案は、見れば分かるように令和4年の4月1日から施行するということなのだけれども、1年も前に施行しなければ駄目な理由とかというのは何かあるのでしょうか。教えてください。

○議長（三田敏秋君） 観光課長。

○観光課長（永田 満君） この施設につきましては、所管替え後は指定管理を考えておりまして、その指定管理の準備のために1年前に条例改正をするものであります。

○議長（三田敏秋君） 長谷川孝君。

○18番（長谷川 孝君） それだったら別に1年後でも、条例制定しても何ら問題ないような気がするのだと思うのですが、何で私ちょっと疑問に思うかというのは、市民厚生常任委員会の所管だったわけですよね、鍛冶町のコミュニティデイホームというのは。それで、令和5年3月31日まで多分村上市レクリエーション協会が何か指定管理を受け持っているというふうに思います。ですよね。ということは、別に例えば来年の今頃その指定管理が切れるから、そのときに所管が変わるけれども、観光案内所にするための設置条例とか上げたって別に問題はないのではないかと思います。何のためにこれこんな1年も早く設置しなければ駄目なのかというのがちょっと私は納得できない。

それと、委員会が変わるわけですよね、これ所管が。我々から経済建設のほうに委員会が変わると。だけれども、指定管理は令和5年の3月31日まで市民厚生常任委員会の所管の指定管理なわけです。説明が一切なかったわけです、我々の委員会に対して。もしこれ聞いていなければ、我々の委員会ではこの問題については触れられないで、もはや経済建設のほうに行ってしまうということで、私議会運営委員会のときにちょっと問題あるのではないかというふうな形で指摘したのです。ちょっと誠意がないような気がするのです。やはりそれなりに、1年も前に変わるのだったら、例えば介護高齢課長のほうからこういう事情で変わるのだけれどもというようなことをちゃんと説明してもらえれば私は別によかったのだけれども、そういうのが全くなくこういうような設置議案が出てくるといのは、私はちょっと不親切でないかというふうに思いますけれども、どんなものでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 1年前に施行日を定める条例改正ご提案させていただいているわけですが、その理由は先ほど課長申し上げましたけれども、もう少し詳細に、これこれこういう理由で1年間かかるので、こういうふうな形で今回ご提案を申し上げているということを答弁させていただきます。

それと、私の認識ですと、これまでもこのコミュニティデイホームにつきましては高齢者施設であるのだけれども、利用実態としては観光客の利用とか、まち歩きの方もどんどん利用しているの

で、その辺利用する側からあなたは高齢者だからいい、あなたは観光客だから利用できませんということないわけですね。どんどん、どんどん利用していただいているわけでありますので、これは従来からこういうふうな形で利用できるようにシフトしていこうということで、私もそういう認識でございました。それについては所管が変わるので、しっかり丁寧に説明しなさいということは私から指示はしておったわけでありますけれども、それがスムーズに伝わらずに、議会のほうにそのことが伝わっていなかったということであれば、私のほうからその部分につきましては陳謝を申し上げたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 観光課長。

○観光課長（永田 満君） この施設につきましては、先ほどお話ありましたとおり、今現在は指定管理者が指定管理しているわけなのですが、観光施設としましては令和5年の4月から指定管理ということで想定しています。それにつきまして、指定管理の準備がほぼ1年ほどかかりますので、その前に観光施設としての条例がないと指定管理の募集ができないということでございますので、1年前に条例改正ということでさせていただいております。

○議長（三田敏秋君） 長谷川孝君。

○18番（長谷川 孝君） ですから、私さっき言ったように観光案内所にするのとかというのは、あの場所だから反対するわけではないのです。でも、委員会の所管が変わるのだったらやはりそれを、ましてや1年後の話というふうになるのだったら、観光課長にばかり言っていてもしようがないのだけれども、本来は介護高齢課長が我々の委員会でちゃんと説明して、こういうわけで、例えば寄附された方にもちゃんときちんとその事情を話ししたら結構ですよと言ったとか、いろいろな話を我々の委員会でしてもらえれば納得はするのです。別に反対するわけではないのだから。だから、そういう面でちょっとやっぱり考えて仕事をしてもらいたいなというふうに思っただけです。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 議員ご指摘のとおり、これは実は寄附物件でありましたので、ご寄附された方の思いもあるので、私のほうからしっかりご本人にも確認してくれと、そういう形で用途変更するのであれば。ですから、これは今々始まった話ではなくて、もう実は数年前からそういうふうな形でありました。その中で一切議会の中に説明をしていなかったということであれば、これは私の失念でありますので、重ねておわびを申し上げたいというふうに思っておりますけれども、原課のほうではそれぞれ所管が、確かに用途変わりますので、実は大変なのです。そこのところを丁寧にやってくるというところに傾注しながら、議会のほうにそのことをお知らせする機会を逸したということなのだろうというふうに思っておりますので、以後こういうことのないように必要なものについてはしっかりとお知らせをしていく、そういう体制で臨んでいきたいというふうに思っております。

○18番（長谷川 孝君） 終わります。

○議長（三田敏秋君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第35号から議第40号までの6議案については、議案付託表のとおり、会議規則の規定によって経済建設常任委員会に付託をいたします。

午後2時45分まで休憩いたします。

午後 2時32分 休 憩

午後 2時45分 開 議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第16 議第41号 令和3年度村上市一般会計補正予算（第21号）

○議長（三田敏秋君） 日程第16、議第41号 令和3年度村上市一般会計補正予算（第21号）を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第41号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議第41号は、令和3年度村上市一般会計補正予算（第21号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億9,770万円を追加し、予算の規模を366億9,510万円にしようとするものであります。

補正の主な内容といたしましては、国の第一次補正予算に係る関連事業の追加や各事業における精算及び精算見込みに伴う経費の調整を行うものであります。

歳入におきましては、第1款市税で個人市民税6,000万円を、第11款地方交付税では普通交付税7億3,746万3,000円を、第13款分担金及び負担金では消防管理運営費負担金などで2,341万7,000円を、第15款国庫支出金では緊急消防援助隊設備整備費補助金などで3,915万5,000円を、第18款寄附金では一般寄附金1,000万円をそれぞれ追加し、第19款繰入金では財政調整基金繰入金5億円を、第22款市債では臨時財政対策債などで1億7,300万円をそれぞれ減額しようとするものであります。

歳出におきましては、第2款総務費の情報通信事業特別会計繰出金などで4,838万7,000円を、第3款民生費では後期高齢者医療広域連合負担金などで3,242万円をそれぞれ減額し、第4款衛生費では上水道事業会計繰出金などで712万7,000円を、第6款農林水産業費では農地等経費などで7,685万3,000円をそれぞれ追加しようとするものであります。第7款商工費では新型コロナウイルス感染症

緊急対策経費などで4,465万9,000円を、第8款土木費では歴史的風致維持向上計画推進経費などで223万6,000円をそれぞれ減額し、第9款消防費では克雪コミュニティモデル事業に係る経費などで788万5,000円を追加し、第10款教育費では教育委員会事務局経費などで142万3,000円を減額しようとするものであります。さらに、第13款諸支出金では基金積立金で財政調整基金積立金2億3,500万円を追加しようとするものであります。

第2条、繰越明許費の補正は、地域安全克雪方針策定経費など翌年度に繰り越して使用することができる経費を計上いたしました。

第3条、地方債の補正は、総務債などの限度額を変更しようとするものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君）　これから質疑を行います。

8番、鈴木好彦君。

○8番（鈴木好彦君）　分科会ではちょっと触れられないところなので、ここでちょっとお聞きしたいのですが、まず28ページにあります基金費、財政調整基金として2億3,500万円を基金に積むのだろうと思います。これと対照して歳入の部分で繰入金で5億円マイナス計上されています。この辺の動きというのは、ちょっとこれだけ見たのでは私もなかなか理解できないので、ちょっと説明いただけますでしょうか。

○議長（三田敏秋君）　企画財政課長。

○企画財政課長（大滝敏文君）　まず、基金積立金でございますけれども、こちらにつきましては令和3年度、今年度ですけれども、普通交付税の再算定におきまして、国から追加交付を受けた臨時経済対策費ということで2億4,794万5,000円、こちらについて追加交付されました。これで2月の4日の臨時会に、補正予算第19号において1,500万円を除いたもの、これを端数処理して今回2億3,500万円を基金積立てをするものでございます。

それから、5億円繰入れしなくてもよくなった理由ということでございますけれども、前年度の繰越金が18億1,000万円ほどございました。これらを考慮し、調整した結果、繰入れしなくてもいいというふうに見込んでこのたび5億円を減額したものでございます。

○議長（三田敏秋君）　鈴木好彦君。

○8番（鈴木好彦君）　それで、これが最後の補正になろうかと思っておりますけれども、このたび2億3,500万円を繰り入れたことによる直近の分かる範囲内での数字、残高、これをちょっとお知らせ下さい。

○議長（三田敏秋君）　企画財政課長。

○企画財政課長（大滝敏文君）　令和3年度末の見込みでございますけれども、財政調整基金で33億3,290万円ほどになります。

○議長（三田敏秋君）　鈴木好彦君。

○8番（鈴木好彦君） 前年から比べると3億円ほど増えているみたいで予算の約1割を確保できるのかなというふうに思っていますので、安心というところで終わります。

○議長（三田敏秋君） 4番、高田晃君。

○4番（高田 晃君） ちょっと1点だけ教えてください。

10ページの歳入のほうで、今回これ国のいわゆる処遇改善臨時特例事業ということだと思うのですが、保育士等の処遇改善臨時特例交付金479万3,000円、支出のほうでも同じような形で出ているのですけれども、ちょっと具体的にこの内容だけ教えていただきたいのですが。

○議長（三田敏秋君） こども課長。

○こども課長（中村豊昭君） 歳入のほうですが、歳出でいうところの補助金と、それから直接報酬等の人件費に財源充当されるものの2種類に分かれます。それで、歳出のほうの補助金が302万円ありますが、この歳入のほうの479万3,000円のうち302万円は補助金のほうに振り分けられまして、残りの140万円ほどが人件費のほうに振り分けられると、そのようになっております。平均して3%を若干超えるぐらいのベースアップというふうな形で算定がされております。

○議長（三田敏秋君） 高田晃君。

○4番（高田 晃君） この保育士と、あと学童のほうもありますが、これは会計年度任用職員ですか。

○議長（三田敏秋君） こども課長。

○こども課長（中村豊昭君） 会計年度任用職員の分は人件費の報酬になりますし、それから民間の保育事業者も、そちらのほうにも補助金のほうで出ていきますし、指定管理者についても補助金のほうで出ていきます。

○4番（高田 晃君） ありがとうございます。

○議長（三田敏秋君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第41号については、令和3年度一般会計予算付託表のとおり、会議規則の規定によって一般会計予算・決算審査特別委員会に付託をいたします。

日程第17 議第42号 令和3年度村上市土地取得特別会計補正予算（第2号）

議第43号 令和3年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（三田敏秋君） 日程第17、議第42号及び議第43号の2議案を一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第42号及び議第43号の2議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

議第42号及び議第43号は、いずれも令和3年度村上市特別会計の補正予算についてであり、各事業における精算及び精算見込みにより調整を行うものであります。

初めに、議第42号は令和3年度村上市土地取得特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ496万2,000円を減額し、予算の規模を15万円にしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、歳入におきまして第2款土地開発基金借入金496万2,000円を、歳出におきましては第1款財産取得費の土地取得事業経費496万2,000円をそれぞれ減額しようとするものであります。

次に、議第43号は令和3年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,050万円を減額し、予算の規模を3億370万円にしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、歳入におきまして第3款繰入金の一般会計繰入金2,050万円を、歳出におきましては第1款総務費で朝日地区施設維持管理経費2,050万円それぞれ減額しようとするものであります。

以上、よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第42号及び議第43号の2議案については、予算付託表のとおり、会議規則の規定によって総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第18 議第44号 令和3年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議第45号 令和3年度村上市介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（三田敏秋君） 日程第18、議第44号及び議第45号の2議案を一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第44号及び議第45号の2議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

議第44号及び議第45号は、いずれも令和3年度村上市特別会計の補正予算についてであり、各事業における精算及び精算見込みにより調整を行うものであります。

初めに、議第44号は令和3年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億6,900万円を追加し、予算の規模を59億9,970万円にしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、歳入におきまして第5款県支出金で保険給付費等交付金の普通交付金分1億6,900万円を、歳出におきましては第2款保険給付費で一般被保険者療養給付費1億6,900万円をそれぞれ追加しようとするものであります。

次に、議第45号は令和3年度村上市介護保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ5,000万円を減額し、予算の規模を81億670万円にしようとするものであります。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして第1款保険料で第1号被保険者保険料1,098万5,000円を、第2款分担金及び負担金では介護認定審査会費負担金39万3,000円を、第4款国庫支出金では介護給付費負担金などで986万5,000円を、第5款支払基金交付金では介護給付費交付金1,350万円を、第6款県支出金では介護給付費県負担金で940万円を、第8款繰入金では介護給付費繰入金などで585万7,000円をそれぞれ減額しようとするものであります。

歳出におきましては、第2款保険給付費の施設介護サービス給付費などで5,000万円を減額しようとするものであります。

以上、よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君）　これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君）　これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第44号及び議第45号の2議案については、予算付託表のとおり、会議規則の規定によって市民厚生常任委員会に付託をいたします。

日程第19　議第46号　令和3年度村上市下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（三田敏秋君）　日程第19、議第46号　令和3年度村上市下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長　高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君）　ただいま上程をいただきました議第46号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議第46号は、令和3年度村上市下水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。資本的収入及び支出において、収入では国の補正予算（第1号）に伴う社会資本整備総合交付金事業の財

源として国庫補助金と事業債を追加するほか、企業債における資本費平準化債の充当方法変更による減額を行い、差引き1,000万円を追加し、予算の総額を29億9,452万6,000円としようというものがあります。

支出では、国の補正予算(第1号)に伴う事業の計上により1億617万円を追加し、総額を45億442万7,000円としたことから15億990万1,000円の不足となりました。この不足する額は、当年度分消費税等資本的収支調整額5,029万3,000円、過年度分損益勘定留保資金1億9,319万3,000円及び当年度分損益勘定留保資金12億6,641万5,000円で補填しようとするものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君）　これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君）　これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第46号については、予算付託表のとおり、会議規則の規定によって経済建設常任委員会に付託をいたします。

それでは、これより議第6号から議第15号までの令和4年度各会計予算の補足説明を受けるため暫時休憩し、直ちに協議会に切り替えます。

午後　3時05分　　休　憩

午後　3時19分　　開　議

○議長（三田敏秋君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（三田敏秋君）　以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会といたします。

なお、24日は午前10時から施政方針並びに議第6号から議第15号までの令和4年度一般会計及び各特別会計、事業会計予算に対する代表質問を行いますので、定刻までにご参集ください。

長時間にわたり皆様には大変ご苦労さまでございました。

午後　3時19分　　散　会